

令和３年第１回養老町定例会会議録

令和３年第１回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和３年３月４日第１日）

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 諸般の報告
- 日程第４ 令和３年度町長施政方針の説明
- 日程第５ 報告第１号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第６ 報告第２号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第７ 報告第３号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第８ 報告第４号 債権放棄の報告について
- 日程第９ 議案第２号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第３号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第４号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第５号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第６号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第７号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第８号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第９号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第10号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第19	議案第12号	養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第13号	養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第14号	養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第15号	養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第16号	養老町老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第24	議案第17号	町道路線の廃止について
日程第25	議案第18号	町道路線の変更について
日程第26	議案第19号	町道路線の認定について
日程第27	同意第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第28	同意第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第29	同意第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第30	議案第20号	養老町防災行政無線設備更新工事請負契約の変更について
日程第31	議案第21号	訴訟上の和解について
日程第32	議案第22号	令和2年度養老町一般会計補正予算（第7号）
日程第33	議案第23号	令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第34	議案第24号	令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）
日程第35	議案第25号	令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）
日程第36	議案第26号	令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第37	議案第27号	令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第38	議案第28号	令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第39	議案第29号	令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第40	議案第30号	令和3年度養老町一般会計予算
日程第41	議案第31号	令和3年度養老町国民健康保険特別会計予算
日程第42	議案第32号	令和3年度養老町簡易水道特別会計予算
日程第43	議案第33号	令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
日程第44	議案第34号	令和3年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
日程第45	議案第35号	令和3年度養老町上水道事業会計予算
日程第46	議案第36号	令和3年度養老町公共下水道事業会計予算

- 日程第47 議案第37号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第48 議案第38号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計予算
 日程第49 議案第39号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計予算
 日程第50 議案第40号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第51 選任第1号 予算特別委員会委員の選任について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉 田 太 郎

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	藤 田 勝 彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高 橋 正 人	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長 心 得	尾 前 眞 理
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	問 山 剛
産業建設部長兼 建 設 課 長	大 倉 修	特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	竹 中 修	産 業 建 設 部 水 道 課 長	近 藤 晴 彦
会計課課長補佐	若 山 実 穂	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明

教 育 委 員 会 生涯学習課長	小 里 克 昌	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消 防 総 務 課 長	大 倉 巧	予 防 課 長	坂 口 貴

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	西 脇 直 樹	議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦
-------------	---------	---------------	-----------

(開会時間 午前 9 時 27 分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和 3 年第 1 回養老町議会定例会の開催に当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席賜りありがとうございます。

それでは開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員御起立お願いします。傍聴者の皆さんも御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行部においては、田中会計課長の欠席の報告を受けております。代わりに若山課長補佐が出席しています。また、提出議案の審議に当たり、出席要請した坂口予防課長が出席しております。

報道機関並びに町広報委員に限り、今定例会開催中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可しました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから令和 3 年第 1 回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

養老町議会会議規則第 127 条の規定によって、1 番 西脇康君、2 番 清水由美子君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第 2、会期の決定を行います。

ここで、2 月 26 日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

2 月 26 日午前 9 時 30 分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第 1 回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、3 月 4 日木曜日から 3 月 19 日金曜日までの 16 日間で、本会議開会時間は午前 9 時 30 分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 令和 3 年度町長施政方針の説明、6. 議案の提案説明及び委

員会付託、７．町政一般に関する質問、８．議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会２日目の３月18日木曜日に行うこととし、発言順序はくじ引によることと決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告及び債権放棄の報告４件、条例の制定及び一部改正14件、指定管理者の指定１件、町道路線の認定等３件、人事案件が３件、契約の変更が１件、訴訟上の和解が１件、令和２年度一般会計及び特別会計補正予算６件、令和３年度特別会計の繰入れが２件、令和３年度一般会計、特別会計等予算が11件、以上合計46件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第５、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第８、債権放棄の報告についてまでについては、地方自治法第180条第１項の規定による専決処分の報告と養老町債権管理条例に基づくものであり、報告のみを受けること。

推薦に係る同意の人事案件である日程第27、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第29、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの計３議案については、議会初日に一括上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

また、日程第30、養老町防災行政無線設備更新工事請負契約の変更について及び日程第31、訴訟上の和解についての２議案については、議会初日に逐条上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を経て採決すること。

次に、日程第９、行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第23、養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についてまでの計15議案については議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査すること。

次に、日程第24、町道路線の廃止についてから日程第26、町道路線の認定についてまでの計３議案については、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査すること。

次に、補正予算に係る日程第32、令和２年度養老町一般会計補正予算（第７号）から日程第37、令和２年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）までの計６議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、予算特別委員会に付託し、審査すること。

また、新年度予算に関する日程第38、令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第50、令和３年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計13議案は一括議題として上程後、それぞれ提案理由の説明を受け、総括質疑後、予算特別委員会に付託し、審査すること。

予算特別委員会については、総括質疑後、委員会の設置を議題とし、設置の議決後、

委員を選任し、休会中に審査を願うこと。

なお、議会最終日には常任委員会へ付託した計18議案及び予算特別委員会へ付託した計19議案については、それぞれ一括議題として上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑を経て、付託議案ごとに討論を経て採決すること。

最後に、付託先の各委員会の日程については、日程第9から日程第23までの計15議案の審査の付託先である総務民生委員会は3月5日金曜日の午前9時30分から、また日程第24から日程第26までの計3議案の審査の付託先である産業建設委員会は3月5日金曜日の午後1時30分から開催するよう各委員長へ要請すること。

最後に、予算特別委員会の開催は3月9日火曜日、10日水曜日及び11日木曜日の3日間とし、それぞれ午前9時30分から開催されるよう要請すること。以上のとおり決定いたしました。

次に、今定例会より本会議において議員に配付されたタブレットを使用することとし、従来の紙ベースの議案とデジタルデータを併用して審議を進めること、また議場内での新型コロナウイルス対策として、前回と同様に発言するときは必ずマスク着用で、自席で発言する際は着席のまま行うこと、以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日3月4日から3月19日までの16日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月4日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年1月分の現金出納検査結果報告書が、また同法第199条第9項の規定により、令和2年度事業監査結果報告書が議長に提出されています。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第4、令和3年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで町長の挨拶をいただき、引き続き町長施政方針の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

皆様方には年度末、またコロナ禍ということで大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は第1回の定例会ということでございます。1年前には新型コロナウイルスがにわかには現れまして、ここ1年間住民の皆様方には大変御苦勞をおかけしたところでございます。現在の本町の状況でございますけれども、感染者はこの1年で46名、2月1日以降は感染者が出ていないということでございます。これも皆様方の御努力、御協力のおかげだと深く感謝申し上げる次第でございます。まだ終息をしたわけでもございません。感染対策、しっかりと取っていただいて、これ以上の感染者が出ないようにしていきたいというふうに思っております。

ただいまより令和3年度の施政方針を述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

本日ここに、令和3年第1回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かと御多用にもかかわらず、御参集いただき誠にありがとうございます。

本年最初の定例会に当たり、令和3年度予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、町政運営に臨む所信の一端と主要施策の概要を申し上げたいと存じます。

まず初めに、平成23年3月に発生し、各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災から間もなく10年を迎えます。そのような中、先月13日には福島沖地震が発生しました。被災された方々へ心より御見舞い申し上げます。また、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々や御遺族に対し、お悔やみを申し上げるとともに、療養中の皆様の一日も早い回復をお祈りいたします。

町内の感染状況に目を向けますと、2月1日を最後に感染は確認されておらず、岐阜県は2月28日をもって緊急事態措置区域からも除外されました。これもひとえに不要不急の外出・移動自粛、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保など、町民の皆様の懸命な感染防止策の徹底によるものと深く感謝いたしております。予断を許さない状況が続きますので、生命と安全を守るための対策をお願いいたします。今後、本町においてもワクチン接種を開始してまいります。接種を希望する町民が確実に受けられるよう迅速かつ丁寧な対応を行うため、養老郡医師会の協力を得ながら職員全員、全庁体制で取り組んでまいります。

さて、私が平成22年12月に町長に就任して以来、10年が経過いたしました。その間、一貫して、町民主導、公平公正を掲げ、「養老が一番」を目指してまいりました。何より養老改元1300年祭開催の成果は、孝子伝説に養老改元を加味することで、歴史、水、健康、若返りといったテーマを加えた新たな本町の魅力を確認し、それらを広く発信することで、交流人口の拡大や地域活性化に大きく寄与したことと言えます。

また、教育では、公立保育園・幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行し、保育及び

教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図ってまいりました。さらには小学校・中学校の児童・生徒に対し、1人1台のタブレット端末を導入し、ICT教育の基盤が整いました。

産業では、まるごと肉まつり養老の開催などにより食肉産業の推進を図ってまいりましたが、新年度には新たに新食肉基幹市場建設推進室を設置し、新市場の早期建設に向けた取組を進めてまいります。農業基盤整備においても、町内2地区での圃場整備事業の採択に向けた取組を継続しているところでございます。

公共交通では、オンデマンドバスをいち早く導入いたしました。さらなる利便性向上を目指して、運行方式の見直しを図ります。また、推進してまいりました養老インターチェンジの早期開通や養老サービスエリア、スマートインターチェンジの新設にも成功し、これらに伴う企業誘致にも少しずつ成果が現れ始めています。

医療面でも新年度から子供の医療費の無償化を18歳まで拡充し、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。

就任後、間もなく発生した東日本大震災を教訓に、地域防災力の強化を推進するため、町内各地区で防災講習会を開催いたしました。また、行政防災無線のデジタル化にも一定のめどが立ち、情報発信の強化を図るため、スマートフォンのコミュニケーションアプリとの連携にも着手してまいります。

町民との協働のまちづくりを推進するため、地域自治町民会議の設立を進めてまいりました。設置に向けた検討を始めている地区もございますが、人と人、人と地域の絆を大切に、地域の活性化を促進するために、強力に推し進めてまいります。

これらの成果は、町民の皆様や議員各位の御理解、御協力なくしてなし得るものではございません。それぞれの立場で養老町の未来を考え、課題に取り組んだ結果でございます。心から感謝申し上げるとともに、本町のさらなる発展、持続可能なまちづくりに引き続きお力添えをいただきたく存じます。

町政の運営方針でございます。新年度から、いよいよ養老町まちづくりビジョンがスタートいたします。基本理念には「人と地域を結ぶまちづくり」を、将来像には「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」を掲げました。人と地域の接点や人と人との接点を大切にし、多様な人とのつながりも育んでまいりたいと考えております。また、町の魅力を発信することを通じて、人が集まり、人と人とが触れ合い、地域に活気が満ちる、シビックプライドの醸成を図ることにより、町の魅力や資源を次の世代に引き継ぐ、様々な面で持続可能なまちづくりを実現したいとの思いを込めております。

本ビジョンは、基本理念と将来像から成る基本構想、実現したいまちの姿（10の戦略）を中心としたテーマ別戦略、毎年度更新し、各組織の取組内容を示した組織別行動計画により構成されます。社会情勢の変化や町民ニーズを的確に把握し、柔軟な事業展開を行いながら、常に問題意識を持ち、分野にとらわれない積極的な変革に挑戦してま

います。

また、機動力のある組織体制の形成を目指し、町長部局を3部12課から3部10課へ、教育委員会事務局を3課から2課へ再編するとともに、新たに新食肉基幹市場建設推進室を設置する機構改革を実施いたします。これは、スリムで効率的及び住民視点での分かりやすい組織編成を目指しており、部局機能の充実・部長権限の強化や、事務処理の効率化、町民ニーズへの迅速な対応を図るものであります。

新たなビジョン、新たな組織の下、人口減少や社会環境の著しい変化に対応するとともに、シビックプライドの醸成や持続可能なまちづくりを推進し、町民主導、公正公平を念頭に、養老町の未来のため邁進してまいります。

令和3年度の予算編成につきまして、本町の財政状況につきましては、令和元年度の経常収支比率は1.5ポイント改善し87.6%となりましたが、依然として高い水準にあり、健全化判断比率においては、実質公債費比率は同様であるものの、将来負担比率については1.1ポイント増加しました。地方債の現在高についても平成19年度以降、年々増加し続けているなど、引き続き厳しい状況が続いております。

新年度の予算規模については、一般会計が前年度比2%増の112億2,300万円、国民健康保険特別会計など8つの特別会計及び2つの企業会計は前年度比0.5%減の83億6,590万円で、総額は前年度比0.9%増の195億8,890万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、町税は前年度比7%減の31億6,225万3,000円を計上いたしました。地方交付税については、前年度比9.4%増の24億1,670万円を見積もりました。また、町債については、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債に前年度比87.5%増の6億5,500万円を見込み、庁舎等管理費の公共施設等適正管理推進事業債に2億4,800万円、道路整備事業としての地方道路等整備事業債に1億6,560万円、旧池辺町民体育館解体工事の保健体育施設整備事業債に2,860万円など、総額で11億5,150万円を計上いたしました。

主要な施策でございます。

それでは、予算の大要について、まちづくりビジョンに掲げる施策の大綱に沿って、御説明申し上げます。

魅力あふれる地域づくり。

これまで以上に、交流人口、関係人口の獲得に向けた取組を強化してまいります。本町と何らかの関わりやゆかりがある人にも引き続き結びつきを持ち続けていただけるよう働きかけてまいります。また、地域協働を促進するため、特に地域自治町民会議の設立を強力に推し進め、地域活性化や地域資源の磨き上げを図ります。

歴史文化事業につきましては、本年度の調査により、本町において重要な遺跡であることが明らかとなった千人塚1号古墳の将来的な文化財指定や活用に向けた環境の整備、それに伴う発掘調査を実施してまいります。また、関ヶ原町との連携事業である西美濃

古代皇族の歩み探訪事業では、昨年度までの調査結果の広報活動と、西濃地域に幅広く伝承地等が残る壬申の乱や元正・聖武天皇に関係する文化遺産の調査に引き続き取り組んでまいります。

地球温暖化対策としては、二酸化炭素発生の抑制など脱炭素社会の実現に向けた省エネ化を促進するとともに、廃プラスチックの資源化の取組や一般廃棄物の適正な処理・分別の徹底、不法投棄の監視活動など、関連団体や関係機関との連携を強化し、生活環境の維持・環境美化に取り組んでまいります。

2. 未来を担う人づくり。

養老町教育大綱に基づき、子供からお年寄りまでの全ての町民が輝くことのできる町を目指し、質の高い教育を進めてまいります。児童・生徒全員にタブレット端末を配備いたしましたので、今後はG I G Aスクール構想の実現に向け、I C T教育をさらに発展させ、子供たちが多様で主体的な学びを創造できるよう、よりよい学習環境を整えてまいります。安全・安心で楽しく充実した学校生活を意欲的に送ることができるようプール施設の改修や校庭遊具の更新・修繕など、学校施設の改修を計画的に実施してまいります。

地域の活動拠点である地区公民館を中心に、町民の自主的・自発的な学習活動の充実を図るとともに、町民憲章に定められた願いや思いへの理解を深める啓発を進めてまいります。特に、挨拶や地域貢献に関わる取組を通して、未来を担う子供たちを地域と学校が協働・連携して育めるよう進め、養老の人や自然・文化との触れ合いを一層推進し、ふるさと養老への誇りや愛着を育ててまいります。

誰もがスポーツに親しめるまちづくりを進めるため、地域との協働により作成した各地区のウォーキングマップとウォーキングアプリを活用した養老町ウォーキングコンテストを行うほか、養老フェスタと連携したスポーツプラスアルファを体験できる養老町“絆”ウォーキングを開催し、町民の健康増進を図るとともに町の魅力を発信してまいります。

幼児教育では、幼児一人に生きる力の基礎を育む教育を実践し、小学校教育への円滑な接続が図られるよう、園と小学校との連携を、これまでの成果を踏まえて発展させてまいります。

青少年育成では、地域未来塾推進事業として、家庭での学習が困難な児童・生徒の学力向上や自主学習への意欲向上を目指し、学習支援の充実を図ってまいります。特にアフターコロナとして、経済的な事情を抱える中学生の中で、学ぶ機会を希望する生徒へと対象を拡大いたしました。

人権については、近年の社会環境やネット社会の拡大に伴う人々の生活・価値観の変化やS D G sの理念の普及促進などを踏まえ、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他者の人権にも十分配慮した行動を取ることができるよう、講演会の

開催など、啓発活動を実施いたします。また、社会のあらゆる分野において、誰もが性別を意識することなく、自分らしく生き生きと生活し、共に働ける環境づくりを目指し、第3次男女共同参画プランの策定に取り組んでまいります。

3点目、安心・安全な生活基盤づくり。

健康づくりでは、産後鬱の予防など、出産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ってまいります。また、現在実施しているがん検診や歯周疾患検診等各種健康診査に、骨粗鬆症検診を加え、健康づくり支援を強化してまいります。さらには15歳までとしている医療費無償化の対象を18歳までに拡充し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

新たに養老町ファミリー・サポート・センター事業を実施し、育児の援助を受けたい方と、育児の援助を行いたい方とのマッチングを円滑にすることで、地域で子育ての助け合いを推進してまいります。令和4年度開園予定の小規模保育施設には、子育て支援センターも併設するため、これらに対する支援を実施してまいります。

国民健康保険については、検診費用助成事業や予防事業により生活習慣病の重症化の予防を図るとともに、保険税の算定方法の見直しにより、持続可能で安定した制度運営に努めます。

また、新たにスタートいたします第8期介護保険事業計画・老人福祉計画及び第3期地域福祉計画に基づき、お互いに協力し合う地域共生社会の実現を目指すほか、地域包括支援センターの機能強化を図り、誰もが住みやすく、生きがいを持って暮らせる地域づくりに努めてまいります。

障害者福祉につきましても、新年度から3年間に於いて障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等の提供を円滑に実施するための第3次障がい者プランを取りまとめます。障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある方を地域全体で支えることができる体制を確保するため、西濃圏域の各事業所と連携してまいります。

交通安全については、依然として深刻な社会問題となっている高齢運転者による交通事故を未然に防ぐため、高齢者大学校や自転車免許講習会等を通じて啓発活動を行うとともに、通学路などの危険箇所への安全対策を行ってまいります。

また、町民の消費生活の安定と向上を図るため、多様化し、コロナ禍を悪用した詐欺行為も見受けられる中、町民の財産を守るための周知・広報活動や消費生活相談窓口を継続して開設いたします。

近年、全国的に多発する大規模災害にあっても、機能不全に陥らず、被害を可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、養老町国土強靱化計画を新年度から5か年計画で推進してまいります。

新年度中の完成を目指す南直江地区の床下浸水対策事業については、排水ポンプ施設

を一日も早く完成させるべく進めてまいります。さらに、県による砂防基礎調査により、新たに京ケ脇谷による土石流の危険区域として、京ケ脇区、西小倉区などが土砂災害警戒区域に指定されましたので、土砂災害ハザードマップの修正を行うとともに、住民への周知及び土砂災害に関する意識啓発を行ってまいります。

消防本部においては、高機能消防指令センターの設備機器を更新し、住民からの119番通報に対して迅速・的確な初動体制を確立いたします。消防団については、新たに機能別団員制度を導入し、組織の再編及び処遇改善を行い、消防団員の確保に取り組んでまいります。

次に、活力あふれる基盤づくり。

公共交通については、養老町地域公共交通網形成計画アクションプランに基づき、路線バスの再編及びオンデマンドバスの運行方式等の見直しなど、公共交通ネットワークの再編を進めます。また、令和8年度の全線開通見込みが公表された東海環状自動車道、（仮称）橋爪大橋及び大垣養老公園線バイパスなど、町の根幹をなす道路網の整備促進を引き続き強く要望するとともに、町道路線施設の適正な維持管理に重点を置き、安全で快適な通行空間の確保を図ります。

また、情報伝達手段の拡充のため、スマートフォンのコミュニケーションアプリとの連携により、各種問合せへの対応や防災情報、気象情報などの各種行政情報の配信を始めます。

市街地、集落環境については、増え続ける空き家への対策として、空家・空き地バンクの強化及び空き家の適切な管理の啓発などを実施してまいります。また、養老町耐震化促進計画に基づき、建築物の耐震診断及び耐震補強工事、通学路における危険なブロック塀の撤去等への補助を継続するとともに、改良住宅の適正な管理に向け、引き続き法的措置を含む対応、希望者への譲渡を行ってまいります。

上水道事業では、西部簡易水道区域の上水道統合事業について、5か年計画の3年目となりますが、事業を計画的に推進してまいります。また、下水道事業は、集合処理から個別処理への方針転換に伴い、合併処理浄化槽のさらなる普及促進に努めます。

次に、農業については、産地パワーアップ事業補助金を活用して進められてきた加工用野菜工場の本格稼働に伴い、キャベツ等の葉物野菜の確保が必要となることから、産地化に取り組む農業者に対し、多様な支援を行ってまいります。

林業につきましては、経営や管理が適切に行われていない森林の所有者に対し、今後の経営管理に関する意識調査を、森林環境譲与税を活用して実施いたします。

土地改良事業では、室原小栗栖地区及び大巻東部地区の圃場整備事業の採択に向けた取組を継続するとともに、土地改良区の合理化を引き続き推進してまいります。また、近年増加傾向にある、いわゆる買物弱者を支援するため、本年度より試験的に実施しておりました移動販売事業を引き続き実施し、高齢者等の買物支援及び見守りを行ってま

います。

特産ブランド認証事業では、コロナ禍における売上増を目的とし、ECサイトでの販売を進めてまいります。また、特産ブランドの認知度向上及びさらなる販路を確保するため、認証事業者を支援してまいります。

企業誘致につきましては、養老インターチェンジ、養老サービスエリアスマートインターチェンジ及び令和8年度の東海環状自動車道全線開通による交通の要所であることをPRしつつ、岐阜県との連携による誘致活動を引き続き推進してまいります。

昨年、開園140周年を迎えた養老公園は令和5年に県営公園開園100周年を迎えることから、それを見据えた観光誘客を進めるべく、養老公園内の回遊性を高めるため、夏期に養老公園歩行者天国イベントを開催するとともに、新商品開発共創プロジェクトを立ち上げ、町内事業者や地域住民との共創により本町の新たなお土産品を開発してまいります。

5. 行政経営機能の強化について。

公共施設等の管理については、各施設の具体的な状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、公共施設等総合管理計画の見直しを行います。さらに、役場機械棟が未耐震であることから、災害対策本部としての防災機能を維持するため、耐震化のための建て替え及び受水槽施設、空調施設の改修工事を実施いたします。町民プールにつきましては、その在り方について議論を重ねてまいりましたが、令和3年7月より一時休館とし、今後の社会情勢を踏まえ、他の施設との統合・廃止を含めた利用方法を検討してまいります。

また、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等で住民票の写しなどの各種証明書が全国どこからでも取得することができる証明書コンビニ交付サービスを導入いたします。利用時間及び利用場所の拡充や待ち時間の短縮、窓口の混雑緩和による住民サービスの向上を図ってまいります。

歳入の根幹である町税については、新型コロナウイルス感染症の影響により増収が見込めない中、現年度分の収納率維持に努めるとともに、滞納者に対し、納税相談及び滞納処分を実施し、税の公平性並びに自主財源の確保に努めます。

また、ふるさと納税につきましては、本町の産業・観光の魅力を発信する重要なツールとして、さらなる内容の充実を図るとともに、サービスの提供などの新たな返礼品の開拓に努め、全国の方々から応援していただける魅力ある寄附金制度としてまいります。

以上、町政運営の所信の一端と主要施策について申し述べてまいりましたが、これら諸施策の実現に当たりましては、意思決定機関である議会や町民の皆様の御意見を伺いながら、職員と一丸となって努力してまいります。議員各位並びに町民の皆様方の御理解、御協力、そして御支援を心からお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 町長施政方針の説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 初めに、日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第8、報告第4号 債権放棄の報告についてを地方自治法第180条第2項の規定による報告並びに養老町債権管理条例の第14条第2項による報告であるため、一括議題として上程し、町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました報告第1号から報告第3号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要を説明させていただきます。

報告第1号及び報告第3号の訴えにつきましては、町営住宅の家賃を滞納している者の中で、町から滞納家賃の支払い及び住宅の明渡しを催促したが応じない者について、岐阜地方裁判所大垣支部及び大垣簡易裁判所へ建物明渡し等請求事件として訴えを提起したものであります。

報告第2号の訴えにつきましては、建物明渡しは完了をしているが、町営住宅家賃を滞納している者について、岐阜地方裁判所大垣支部へ賃料等請求事件として訴えを提起したものであります。

また、専決第1号及び専決第3号にて町営住宅の明渡しを求める相手方及び専決第2号にて賃料等の請求を求める相手方は別紙専決処分書のとおりであります。

以上、報告第1号から報告第3号 決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

報告第4号 債権放棄の報告について、その概要を説明させていただきます。

この債権放棄につきましては、養老町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、放棄した債権の内容を同条第2項の規定により、議会へ報告するものでございます。

放棄した債権の総額は881万4,505円で、内訳は住宅新築資金貸付金1件、宅地取得資金貸付金1件の計2件で、借受人1名に対するものでございます。

報告書にありますように、内訳として債権ごとに債権名、債権放棄金額及び理由を掲載しております。理由につきましては、借受人、借受人の相続人並びに連帯保証人に係る死亡、破産宣告に伴う免責決定によるものでございます。

以上で報告第4号 債権放棄の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） それでは、議案審議に入ります。

日程第9、議案第2号から日程第23、議案第16号までの15議案を逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第9、議案第2号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第２号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

令和３年４月１日の機構改革により、課名及び係名が一部変更されることに伴い、関係する４の条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回改正する関係条例は、次の４の条例でございます。

１．養老町行財政改革推進審議会設置条例、２．養老町スポーツ推進審議会設置条例、３．養老町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、４．養老町環境保全審議会設置条例。

まず、第１条、養老町行財政改革推進審議会設置条例の一部を改正する条例についてですが、現在総務課で所管しております財政係が企画政策課に移管し、課名が企画財政課となりますので、審議会の庶務を行う課名を「企画政策課」から「企画財政課」に改正するものです。

次に、第２条、養老町スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、業務の効率化を目指し生涯学習課とスポーツ振興課を統合し、新たに生涯学習課とすることに伴い、スポーツ審議会の庶務を行う課名を「スポーツ振興課」から「生涯学習課」に改正するものです。

次に、第３条、養老町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び第４条、養老町環境保全審議会設置条例につきましては、現在生活環境課で所管しております業務の一部を住民人権課に移管し、新たに課名が住民環境課となることに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、施行日についてでございますが、この条例は令和３年４月１日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第10、議案第3号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第3号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されたことに伴い、町の選挙における立候補に係る環境の改善を図ることを目的として、養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

選挙の公費負担制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補者個人の財力などにより立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙に立候補しやすい環境を整えることを目的として、選挙運動の費用を公費により負担する制度でございます。公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動費用の公費負担制度の対象が町村まで拡大され、町村におきましても選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担が可能となったことを受け、当町の選挙における立候補に係る環境も同様に改善するため、本条例を制定するものでございます。

本条例の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例は、第1条から第12条までの構成になっております。

まず、第1条におきましては、本条例の趣旨を規定するものでございます。

次に、第2条から第5条までは選挙運動用自動車を使用する場合における公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続、契約の指定について、それぞれ規定するものでございます。

次に、第6条から第8条までは選挙運動用ビラを作成する場合における公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続について、それぞれ規定するものでございます。

次に、第9条から第11条までは選挙運動用ポスターを作成する場合における公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続について、それぞれ規定するものでございます。

第12条では、本条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行に関し必要な事項を養老町選挙管理委員会により定めることを規定するものでございます。

また、附則につきましては、本条例は公布の日から施行することとし、公布の日以後の選挙において本条例を適用するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第11、議案第4号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第4号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

国民健康保険制度は、平成30年度に持続可能な社会保障制度を構築し、国民皆保険を堅持する目的で広域化され、県は財政運営の責任主体となり、市町村と共に国保運営を担っておりますが、保険料、税でございますが、の算定を行うための賦課方式は市町村により様々でございます。県は将来的に保険料、税と水準の統一化を目指すことから、当町におきましても賦課方式の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、十分な審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 尾前住民人権課長心得、自席で補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

当町の国民健康保険税は、加入者の所得に応じて課税される所得割額、固定資産税額に応じて課税される資産割額、加入者1人当たりに課税される均等割額、1世帯当たりに課税される平等割額の4方式で賦課をしております。

このうち資産割額は所得割額を補完する役割として設けられたものでありますが、近年では国民健康保険の加入者の中で年金生活者や退職者の占める割合が増えたことから、固定資産の保有が必ずしも国民健康保険税の負担能力を表すものではなくなっております。

また、国民健康保険が県と市町村との共同運営（県単位化）となり、岐阜県国民健康保険運営方針の中で、制度改正の趣旨に鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を超えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、将来的な保険料水準の平準化（県内の保険料統一）を目指すことが明記され、統一に向けた取組を段階的に行うとしており、県から示される標準保険料率の算定につきましても、資産割額を除いた3方式であることから、国民健康保険税の賦課方式を現行の4方式から、資産割額を廃止した3方式へ変更するものでございます。

改正の内容につきましては、第2条中「及び資産割額」を削り、資産割額に係る規定を含む第4条、第8条及び第12条を削ることから、第5条から第7条を1条ずつ繰り上げ、第9条から第11条を2条ずつ繰り上げ、第13条以降を3条ずつ繰り上げます。また、繰上げに伴い引用する条番号をそれぞれ改正するものでございます。

施行期日でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑

は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第12、議案第5号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第5号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

令和3年3月31日をもって、こばとこども園を廃止するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤子ども課長、自席で補足説明。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

こばとこども園がある養老小学校区の就学前の教育・保育体制につきましては、既存の養老保育園、養老こども園と令和3年4月から開園する高田保育園の3園にて、こばとこども園の園児の受入先が確保できることとなったため、こばとこども園を廃止するものです。

施行の日につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分からといたします。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第13、議案第6号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第6号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援の一環として、15歳から18歳までの医療費の無償化を拡充するとともに、令和元年5月22日に公布された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和3年3月にオンライン資格確認が開始されることとなったことに伴い、養老町福祉医療費助成に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町福祉医療費助成に関する条例新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第2条は、乳幼児等の定義を15歳に達する日以後における最初の3月31日以前のものから18歳に改正し、医療費の無償化を拡充するものであります。

第7条は、保険医療機関等での電子資格確認の運用開始に伴い、受給者証の提示に係

る規定について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和３年４月１日から施行し、この条例による改正後の第７条の規定は、令和３年３月１日から適用するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第14、議案第７号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第７号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が本年２月３日に公布され、同月13日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義部分について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 尾前住民人権課長心得、自席で補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添定例会資料の国民健康保険条例新旧対照表を御覧ください。

附則第４項では新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義を、新型コロナウイルス感染症は病原体がベータコロナウイル

ス属のコロナウイルスで、令和２年１月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る感染症と改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第15、議案第８号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第８号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

第１号被保険者の介護保険料は３年ごとに見直される介護保険事業計画により定めていますが、現在の第７期介護保険事業計画が令和２年度をもって終了いたしましたので、第８期介護保険事業計画の期間である令和３年度から令和５年度までの保険料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては健康保険課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第4条では「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」までの各年度に改め、同条第5号中「7万1,400円」を「7万4,880円」に改め、第5号を基準とし、各号を改めるものであります。

第7条では、健康保険法施行令等の一部を改正する政令において、平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正により、介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことによる普通徴収の特例について改正するものであります。

附則第7条では、令和3年1月22日、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義を、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る感染症と改正するものであります。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行し、附則第7条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

また、改正後の第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますので、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第16、議案第9号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まず最初に、先ほど８号のほうで補足説明をするのを健康保険課長と私申し上げてしまいました。健康福祉課長でございます。訂正して、おわびを申し上げます。

それでは、ただいま上程を賜りました議案第９号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

令和３年１月２５日に公布され、令和３年４月１日から施行される指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準の一部が改正されたことにより、現行条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の条例新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第３条では、基本方針に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備や指定居宅介護支援を提供する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることについて付け加えるものです。

第６条では、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等のときは、介護支援専門員を管理者とすることができることについて付け加えるものです。

第７条では、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、全６か月間に居宅サービス計画の総数のうちの訪問介護の占める割合や同一事業者が占める割合などの説明を行い、理解を得ることについて付け加えるものです。

第１６条では、居宅サービス計画の作成等におけるサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用し、行うことができることなどについて付け加えるものです。

第２１条では、運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を付け加えるものです。

第２２条では、勤務体制の確保にハラスメントの防止について、必要な措置を講ずることについて付け加えるものです。

第２２条の２では、感染症や災害の際の業務継続計画の策定や必要な訓練、定期的な見直しを行うことについて付け加えるものです。

第２４条の２では、感染症が発生し、または蔓延しないように講ずるべき措置について付け加えるものです。

第２５条では、運用規程などの重要事項を記載した書面を事業所に添え付け、関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる規定について付け加えるもので

す。

第30条の2では、虐待の発生、またはその再発を防止するため講ずるべき措置について付け加えるものです。

第34条では、書面に代えて電磁的記録等により行うことができる規定について付け加えるものです。

附則第2条の改正では、管理者に係る経過措置について、令和9年3月31日まで延長することなどについて規定するものです。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第17、議案第10号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第10号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

令和3年1月25日に公布され、令和3年4月1日から施行される指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことにより、現行条例について所要の

改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の資料、条例新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第2条では、基本方針に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備や指定居宅介護支援を提供する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることについて付け加えるものです。

第19条では、運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を付け加えるものです。

第20条では、勤務体制の確保等でハラスメントの防止について、必要な措置を講ずることについて付け加えるものです。

第20条の2では、感染症や災害の際の業務継続計画の策定や必要な訓練、定期的な見直しを行うことについて付け加えるものです。

第22条の2では、感染症が発生し、または蔓延しないように講ずるべき措置について付け加えるものです。

第23条では、運用規程などの重要事項を記載した書面を事業所に添え付け、関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる規定について付け加えるものです。

第28条の2では、虐待の発生またはその再発を防止するため講ずるべき措置について付け加えるものです。

第32条では、介護予防サービス担当者会議では利用者等の同意を得た上でテレビ電話装置等を活用できる規定について付け加えるものです。

第35条では、書面に代えて電磁的記録等により行うことができる規定について付け加えるものです。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第18、議案第11号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第11号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

令和3年1月25日に公布され、令和3年4月1日から施行される指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、現行条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の条例新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第3条では、指定地域密着型サービス事業の一般原則で、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備や指定居宅介護支援を提供する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることについて付け加えるものです。

第6条、第47条、第64条、第82条、第110条、第151条、第191条では、各施設の員数等に関する規定について改めるものです。

第31条、第55条、第59条の12、第59条の34、第73条、第100条、第122条、第145条、第168条、第186条では、各施設における運営規程で虐待防止のための措置に関する事項について付け加えるものです。

第32条、第56条では、各施設における勤務体制の確保等について、ハラスメントや就

業環境が害されることを防止する等の必要な措置について付け加えるものです。

第32条の2では、規定する事業者が感染症や災害の際の業務継続計画の策定や必要な訓練、定期的な見直しを行うことについて付け加えるものです。

第33条、第59条の16、第171条では、各施設の衛生管理等として感染者が発生し、または蔓延しないように講ずるべき措置について付け加えるものです。

第34条では、規定する事業者が運用規程などの重要事項を記載した書面を事業所に添え付け、関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる規定について付け加えるものです。

第39条、第59条の17、第59条の36、第87条、第117条、第138条、第157条、第158条、第175条、第182条では、各施設における各種協議会、検討委員会、サービス担当者会議等でテレビ電話装置等を活用できることなどについて付け加えるものです。

第40条の2では、規定する事業者が虐待の発生防止のために講ずるべき措置について付け加えるものです。

第57条では、規定する施設における地域との連携等に関する文言を付け加えるものです。

第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条、第202条では、省令の改正により準用規定を改正するものがあります。

第59条の13、第123条、第146条、第169条、第187条では、規定する施設の事業者が勤務体制の確保等で従事者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させることやハラスメントの防止など、必要な措置を講ずることについて付け加えるものです。

第59条の15では、規定する事業者が災害訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることについて付け加えるものです。

第65条では、規定する施設の利用定員等について、指定居宅サービス事業等を参照する法令条文を加えるものです。

第66条、第83条、第111条、第121条では、各施設における管理者の職務等に関する規定について文言を付け加えるものです。

第101条では、規定する事業所の定員に関して、例外的な規定を付け加えるものです。

第113条では、規定する施設の設備に関する規定について改めるものです。

第163条の2では、規定する事業者が各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことについて付け加えるものです。

第163条の3では、規定する事業者が同様に口腔衛生の管理について付け加えるものです。

第180条では、規定する施設の整備基準について改めるものです。

第185条、第186条では、条見出しを修正するものであります。

第203条では、第10章雑則を追加し、書面に代えて電磁的記録等により行うことができる規定等について付け加えるものです。

附則第6条の改正では、指定介護老人福祉施設基準の文言を改めるものであります。

附則第10条から第14条の改正では、経過措置の日付を「平成36年3月31日」から、「令和6年3月31日」に文言を改めるものであります。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） この養老町指定地域密着型サービス事業の条例に当てはまる事業施設は、養老町内に何か所ありますか。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） 少しお待ちいただきたいと思います。

失礼いたしました。それでは、お答えを申し上げます。

この指定密着型通所介護事業所に当てはまる件数でございますが、通所介護のほうで4件、認知症対応型通所介護予防のほうで1件、小規模多機能居宅介護が1件、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、5件、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が2件でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第19、議案第12号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第12号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

令和3年1月25日に公布され、令和3年4月1日から施行される指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことにより、現行条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の条例新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第3条では、事業の一般原則として規定する施設の事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備や指定居宅介護支援を提供する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることについて付け加えるものです。

第8条では、規定する事業者、もしくは施設について「本体事業所等」と表記することについて付け加えるものです。

第9条では、指定居宅サービス事業者等を参照する条文を加えるものです。

第10条では、規定する事業所の管理者の規定について、管理上支障がないときは同一敷地内のほかの本体事業所等の職務に従事させることについて付け加えるものです。

第27条、第57条、第80条では、規定する各施設の事業者が定める運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を付け加えるものです。

第28条では、規定する施設の事業者が勤務体制の確保等で従事者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させることやハラスメントの防止など、必要な措置を講ずることについて付け加えるものです。

第28条の2では、規定する事業者が感染症や災害の際の業務継続計画の策定や必要な訓練、定期的な見直しを行うことについて付け加えるものです。

第30条では、規定する事業者が非常災害対策として訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることについて付け加えるものです。

第31条では、規定する事業者が衛生管理等として感染者が発生し、または蔓延しないように講ずるべき措置について付け加えるものです。

第32条では、規定する事業者が運用規程などの重要事項を記載した書面を事業所に添え付け、関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる規定について付け加えるものです。

第37条の2では、規定する施設の事業者が虐待の発生、またはその再発を防止するために講じる措置について付け加えるものです。

第39条では、規定する事業者が地域との連携における協議会では利用者等の同意を得た上でテレビ電話装置等を活用できることについて付け加えるものです。

第44条では、従業員の員数等の規定における対象施設を一部改正するものです。

第45条では、省令の改正による条項ずれを改正するものです。

第49条では、規定する事業者が心身の状況等の把握における介護予防サービス担当者会議では、利用者等の同意を得た上でテレビ電話装置等を活用できることについて付け加えるものです。

第58条では、過疎地域における定員の例外規定について付け加えるものです。

第65条では、省令の改正により準用規定を改正するものであります。

第71条では、規定する事業所における従業員の員数に関する規定について改めるものです。

第72条では、管理上支障がない場合は本体事業所の管理者を充てることについて付け加えるものです。

第74条では、規定する施設の設備に関する基準について改めるものです。

第78条では、規定する事業者が身体的拘束等の禁止に関する適正化検討委員会では、テレビ電話装置等を活用できることについて付け加えるものです。

第79条では、共同生活住居における管理者の規定について付け加えるものです。

第81条では、規定する事業者が勤務体制の確保等で全ての介護従事者に認知症介護に係る基礎的な研修やハラスメントの防止について必要な措置を講ずることについて付け加えるものです。

第86条では、省令の改正に係る準用規定の条項を改正するものであります。

第87条では、規定する事業者が実施する定期的な評価について条文を改めるものであります。

第91条では、規定する事業者が書面に代えて電磁的記録等により行うことができる規定について付け加えるものです。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第20、議案第13号 養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第13号 養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

近年の少子化や青年層の町外流出といった諸問題により、消防団員の確保に苦慮している実情を踏まえ、平成29年11月、養老町消防団員の確保と運営改善策について消防審議会へ諮問をいたしました。消防団員定数の見直し、機能別団員制度の導入、消防団員の処遇改善などの大幅な改正内容について、消防審議会から答申並びに提言されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、自席で補足説明。

○消防総務課長（大倉 巧君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

まず第2条につきましては、消防団員の定数について現行の「400人」を「300人」に改め、定数の見直しを行うものでございます。また、機能別団員制度の導入に伴い、消

防団員を基本団員と機能別団員とに区別する旨を規定するものでございます。

次に、第3条につきましては、基本団員及び機能別団員についての任命について、基本団員の居住の制限及び機能別団員の任用要件を規定するものでございます。また、同条第3項につきましては、団長の任期について規定するものでございます。

次に、第4条から第9条までにつきましては、例規上、適正な表現に改めるといった例規整備を行うもので、特に内容に変更が生じるものではございません。

次に、第12条につきましては、消防団員に支給する報酬について報酬単価を一律引き上げることに伴い、階級に応じ団員の年報酬の支給額を改めるものでございます。また、養老町消防団規則で定める部制の廃止に伴い、部長の階級を削除するとともに、機能別団員における報酬を新たに追加するものでございます。

次に、第13条につきましては、訓練手当の単価を日額「2,800円」から「3,000円」に、半日の場合現行の「1,400円」を「1,500円」に引き上げるもので、機械器具訓練手当については分団間の不均衡を解消するため、団本部及び分団の所属団員数に応じた予算配分へと変更するものでございます。また、同条第2項につきましては、消防団員の階級ごとに旅費の支給に係る規定を見直ししたものでございます。

次に、施行日についてですが、この条例は令和3年4月1日から施行するものいたします。

また、附則第2項においては、本条例の状況について必要に応じ検討を行う旨の検討事項を規定するものでございます。

以上で私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 総括的な視点での質疑を行います。

今回の条例改正により、消防団員の定員が400名から300名、そして機能別団員が導入されます。全国的な流れであり、時代の要請と町の実情を反映した改革について賛同いたします。今回同時に消防団員の報酬の改定が提案されています。議案によると、団長が1万5,000円の増額、副団長、本部長、分団長、ラッパ長、副分団長がそれぞれ1万円の増額となっています。これに対して、班長が1,000円、基本団員が500円の増額です。ほかにも訓練手当等がありますが、もう少し配慮のある増額の対応はなかったのかと感じます。消防団員の報酬等の待遇改善は大賛成です。しかし、いわゆる幹部団員とそれ

以外の団員での増額の差に大きな開きがあります。消防審議会からの最終答申であるということは理解しておりますが、これについて見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 私のほうから岩永議員の御質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

幹部から順に下に上げ幅が下がってくるということでございますけれども、もともとがやはり団長となりますと、一般団員よりはるかに出勤回数といいますか、出勤回数も多いし、また多くの出張等も行っていただいて出張手当以外の支出もあるわけでございます。そういった意味で幹部だけがというような捉え方をすると語弊があるかもしれませんが、やはり上に立つ者にとっては支出も多いということでございますので、その点を御理解いただきたいと思いますし、上げ幅につきましても近隣市町等を参考にしながら決めたということでございますので、御理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今回定数を削減ということで、400から300になって、その代わり報酬を改善されるということで、従来の報酬額と、今度改善して300人になった報酬額との差は出ますかね。一応お尋ねしたい。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、自席で答弁。

○消防総務課長（大倉 巧君） ただいま田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

現行1,508万3,000円だったものが、1,030万6,500円になり、差額といたしまして477万6,500円となります。以上でございます。

○11番（田中敏弘君） 分かりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 400人から300人に減員されたということで、国の交付税措置は1人当たり3万6,500円、そうしてから訓練には日額7,000円を国は交付税算定の措置にしておるんですが、この400人から300人に減ったということは、交付税も同じように減るという考え方でいいのか、これが1点。

それから、これは4月1日から施行されるということで、各分団の消防団員の確保はなされておるのかを質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（大倉 巧君） 交付税措置のことについて、松永議員の答弁にお答えさせていただきます。

10月1日現在の団員数を目安とされますので、すぐには反映されませんが、令和3年10月1日の団員数に交付税措置の反映されるということで、実質今の算定の割合の400掛ける1万9,200円等の算定式から算出いたしますと、約153万6,000円の減という見込みとなっております。

あと、団員確保についてでございますが、現状の団員数より増やすわけではなく、400を300に減らすということでございますので、確保できているということをお伺いしております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第21、議案第14号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第14号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

消防審議会において、人口減少の変化に対応した効率的な消防団員の確保と運営改善に係る提言を受け、また新たに導入する機能別団員制度に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関し、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より補足説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、自席で補足説明。

○消防総務課長（大倉 巧君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず第1条については、非常勤消防団は基本団員と機能別団員とに区別されますが、総称して消防団員と略称規定を設ける改正でございます。

次に第2条については、非常勤消防団員のうち基本団員においては、勤務年数及び階級に応じ退職報償金の支給対象といたしますが、機能別団員においては特定の職務に限

って従事する者という限定的要素を持つことから、退職報償金は支給対象としない旨規定するものでございます。

次に、第4条から第5条の2及び第7条については、退職報償金の算定基準や支給を受けることができる遺族の範囲等についての規定でございますが、退職報償金の支給について従来の非常勤消防団員から基本団員に限定されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、別表、退職報償金支給額表については、階級の欄において「分団長」を「本部長、分団長及びラッパ長」に、「部長及び班長」を「班長」に改めるものでございます。

次に、施行日につきましては、この条例は令和3年4月1日から施行するものといたします。

また、附則第2項におきましては、別表の適用についてでございます。

以上で私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第22、議案第15号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第15号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）が令和2年8月27日に公布されたことに伴い、電気自動車等を充電するための急速充電設備

について要件の見直し等を行う必要があるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 坂口予防課長、自席で補足説明。

○予防課長（坂口 貴君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、電気自動車等を充電するための急速充電設備につきまして、全出力50キロワットを超える急速充電設備の需要の増加に伴い、今後普及がさらに加速することが予想されることから、全国統一的な基準として急速充電設備の最大出力を拡大し、併せて新たに防火安全対策を講じる措置の見直しを行うものでございます。

改正箇所につきましては、別添資料の養老町火災予防条例新旧対照表を御覧ください。

第8条の3では、第44条、火を使用する設備等の設置の届出に全出力50キロワットを超える急速充電設備が追加をされたことにより改めるものでございます。

次に、第11条の2では、電気自動車等に充電をするための急速充電設備の全出力の上限を「50キロワット」から「200キロワット」へと拡大し、併せて火災予防上必要な措置の見直しを行うため、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を追加するものであります。

第44条では、火を使用する設備等の設置の届出に全出力50キロワットを超える急速充電設備を追加されたものでございます。

次に、施行日につきましては、この条例は令和3年4月1日から施行するものいたします。

以上で私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第23、議案第16号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第16号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についての説明をさせていただきます。

令和3年3月31日で養老町老人福祉センターの指定管理の期間が満了になるため、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書き規定に基づき、現在の指定管理者である社会福祉法人養老町社会福祉協議会を引き続き候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項及び同条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町老人福祉センターでございます。指定管理者となる団体は、岐阜県養老郡養老町高田79番地2、社会福祉法人養老町社会福祉協議会でございます。

また、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、当該施設の適正な運営を確保するため、1つ目として、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第1号に規定する住民の平等な利用が確保されることについて、同協議会は平成11年より施設の管理を受託しており、これまでの実績を基に地域福祉活動の推進やふれあいいきいきサロン活動の開催など、地域福祉活動の拠点として、また公の施設としても平等に利用されることが考えられること。

2つ目として、同項第2号に規定する当該団体の計画する事業内容が当該施設の利用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであることについて、同協議会は町社会福祉事業推進のために開かれた交流拠点として現在も同施設を運営しており、またセンター内に事業所を置くことから効果的、効率的な事業運営が可能であり、経費の縮減が期待されること。

3つ目として、同項第3号に規定する当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることについて、同協議会のこれまでの実績を鑑み、事業の継続性や管理に関するノウハウを有していることなどを総合的に勘案し、継続して社会福祉法人

養老町社会福祉協議会に指定管理者として指定することが適当であるものとするものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） 指定管理者は社会福祉協議会で、指定の期間ですけれども、令和3年から令和8年の3月31日ということで5年間あるんですけれども、今公の設備の統廃合というところと、施設そのものが5年間もつかどうかというところで、この5年間は確実に何があっても老人福祉センターは運営するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、野村議員の御質問に関しましてお答えを申し上げます。

当施設につきましては、昭和57年に建築されておまして、40年ほど経過をしております。当然ながら施設の在り方につきましては、また個別施設計画等で検討して協議されるべきものであるということで考えておまして、5年という期間ではございますが、今後の状況によりましてはまた変更になる可能性も十分考えられるということで考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時です。よろしくお願いいたします。

（午後0時03分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○議長（吉田太郎君） 日程第24、議案第17号 町道路線の廃止についてから日程第26、議案第19号 町道路線の認定についてまでの計3議案を一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました議案第17号 町道路線の廃止について、議案第18号 町道路線の変更について及び議案第19号 町道路線の認定について説明をさせていただきます。

議案第17号の町道路線の廃止について及び議案第18号の町道路線の変更については、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、また議案第19号の町道路線の認定については、同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

町道路線の廃止、変更、認定については、例年12月の議会での議案の上程でございましたが、東海環状自動車道整備などの大規模事業の調整作業等により、3月議会での議案上程となりますので、よろしくお願いいたします。

今回廃止、変更及び認定をする路線は、東海環状自動車道整備事業に伴う28路線、踏切廃止に伴う2路線及び県道昇格に伴う4路線など、合わせて36路線でございます。

路線を廃止するものから順に御説明いたします。

2ページの廃止路線網図を御覧願います。

整理番号1の船附114号線につきましては、国道258号線沿いの民間事業所の開発行為に伴い、町道路線を廃止するものでございます。

次に、3ページ及び4ページを御覧願います。

整理番号2の有尾小倉102号線、整理番号3の一色22号線及び整理番号4の横屋34号線につきましては、東海環状自動車道整備事業の進捗に伴い、町道路線の廃止をするものでございます。

次に、5ページ及び6ページを御覧願います。

廃止路線、最後でございます。

整理番号5、下高田三軒屋線につきましては、主要地方道羽島養老線として岐阜県へ

管理・移管することに伴い、町道路線を廃止するものでございます。

続きまして、路線を変更するものでございます。

4 ページの路線変更路線網図を御覧願います。

路線変更では、変更前を青色の線、変更後を黒色の線でそれぞれ示しております。

整理番号 1 の室原62号線、整理番号 2 の大坪38号線及び、整理番号 3 の大坪15号線につきましては、一般県道牧田室原線の整備に伴い、路線をそれぞれ延長・短縮するものでございます。

また、整理番号 4 の宇田86号線につきましては、町道が一部重複しておりましたので、整理・修正するために変更するものでございます。

次に、5 ページから 8 ページを御覧願います。

整理番号 5 の有尾小倉 3 号線から整理番号26の田一色 1 号線までの22路線につきましては、東海環状自動車道の整備により路線を短縮するものでございます。

次に、9 ページを御覧願います。

変更路線の最後でございます。

整理番号27の烏江41号線につきましては、一般県道養老平田線の石畑地内にある養老鉄道・養老線の美濃高田第10号踏切の拡幅に伴い、烏江第 1 号踏切を廃止することから、踏切手前までに路線を短縮するものでございます。

続きまして、新規認定するものでございます。

2 ページの新規認定路線網図を御覧願います。

整理番号 1 の一色38号線、整理番号 2 の一色39号線及び整理番号 3 の一色40号線につきましては、さきに路線変更で申し上げました東海環状自動車道の整備により、分断される町道を新規に認定するものでございます。

最後に、3 ページを御覧願います。

整理番号 4 の烏江53号線につきましても、さきに路線変更で申し上げました烏江41号線を踏切手前までに路線短縮を行うことに伴い、新たに認定するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、3 議案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本 3 議案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本３議案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第27、同意第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第29、同意第３号 人権擁護委員候補者の推薦についての３議案については一括議題として上程し、提案理由の説明後、質疑を行い、推薦に係る同意の人事案件につき討論を省略し、採決を各議案ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました同意第１号から同意第３号までの人権擁護委員候補者の推薦についてを説明させていただきます。

現在、人権擁護委員として活躍されている高木和子氏、西脇シゲ子氏、岩永順子氏の任期が令和３年６月30日をもって満了するため、岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼がありました。

これを受けまして、岐阜県養老郡養老町烏江1087番地１、高木和子氏には、引き続きお世話いただきたく依頼をした結果、御承諾をいただいております。

また、西脇シゲ子氏の後任として、岐阜県養老郡養老町栗笠143番地１、桑原利恵氏を、岩永順子氏の後任として、岐阜県養老郡養老町三神町328番地１、棚橋宏昭氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦していただき、適任であると判断いたしましたので、この３名について人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、３名の人権擁護委員の任期は、令和３年７月１日から令和６年６月30日までの３年間でございます。

以上で、同意第１号から同意第３号までの人権擁護委員候補者の推薦についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 候補者の年齢を教えてくださいんですが、３名とも。

○議長（吉田太郎君） 尾前人権課長心得、自席で答弁。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） 失礼いたします。

高木和子氏につきましては63歳、桑原利恵氏につきましては62歳、棚橋宏昭氏につきましては42歳でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより3議案について、順次採決を行います。

初めに、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第30、議案第20号 養老町防災行政無線設備更新工事請負契約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第20号 養老町防災行政無線設備更新工事請負契約の変更についての説明をさせていただきます。

養老町防災行政無線設備更新工事につきましては、令和元年9月4日に議決を得て、令和3年3月24日までを工期として進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による部品調達の遅れに伴い、工期内での完了が難しいため工期変更を行うものであり、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町防災行政無線設備更新工事につきましては、令和元年9月4日より着工し、令和元年度につきましては庁舎内にある親局設備を整備し、令和2年度につきましては、拡声子局整備や戸別受信機の配備などを順次進めてまいりまして、いわゆる同報系の整備は当初の工期内に完了する見込みでございます。

しかしながら、車載機や携帯型受信機などのいわゆる移動系の整備につきましては、移動系の基地局整備に関する機器がコロナ禍による各種材料の供給や部品の製造に大幅な遅延が発生し、工期内での納入が困難となったため、工期を令和3年5月31日まで延長を行うものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第31、議案第21号 訴訟上の和解についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第21号 訴訟上の和解についての説明をさせていただきます。

現在係争中である岐阜地方裁判所平成31年（ワ）第125号国家賠償請求事件に関し、訴訟上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の

議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

平成31年に元養老町正規職員より、町に対して慰謝料など約1,000万円の損害賠償を求めて提訴され、現在係争中である岐阜地方裁判所平成31年（ワ）第125号国家賠償請求事件に関し、原告より和解の提案がありましたので、和解状況について検討したところ適当であると認められるため、別紙和解条項のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 3点について質問します。

町にとっては本当に残念な事案でございますが、一応起きたことはやむを得ないということで、まず1点目としては、パワハラ対象の当事者、上司、また組織としてのけじめはどのように考えておるのか。

2点目としては、この和解条項の(3)の再発防止について、具体的にどのような策を予定されておるのか。

それから3点目としては、(5)番の訴訟費用は各自の負担としておりますが、詳細な説明を求めたいと思います。具体的には、訴訟の費用とか弁護士の費用等でございます。

以上3点について、お尋ねします。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） このパワハラ訴訟についての件でございますけれども、庁内でパワハラがあったかなかったかという調査をし、決定に至ったわけでございますけれども、その折に、当時の担当課長であつたりという者が処分をされているということでございます。一部パワハラがあったのではないかとということで、そういった結論に達したということでございます。

それからこれは国家賠償、3番についてですけれども、2番のほうは担当のほうで答えさせていただきます。

3番の費用についてでございますけれども、国家賠償ということでございますので、

町のほうで費用は100%負担するということでございます。

ちなみに、原因のある職員に対する請求というふうなお話も出ようかと思いますが、当時の処分内容につきましては、パワハラというのは受けた個人の思いが大きく取り上げられるということでございますけれども、パワハラの対象になったという課長につきましては、指導上の一環としてやったというふうに私どもは捉えております。少し過度な言葉の使い方に少し問題があったであろうというふうなことでございますので、本人に対しての請求はするつもりはございません。以上です。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 田中議員の2点目の再発防止の具体的な取組についてでございますが、養老町職員のハラスメント防止等に関する要綱及びハラスメントの防止に向けてというものを作成いたしております、ハラスメント防止研修、メンタルマネジメント研修などの職員研修を定期的に行うことにより職員の意識向上を図っております。

また、毎月衛生委員会というものを開催いたしまして、各職員の時間外の勤務状況ですとか職場環境などの協議をしております、産業医の先生の意見も交えながら、職場の安全ですとか健康の確保ということで職場環境の形成に努めております。

また、全職員を対象といたしましたストレスチェックも実施をしております、ストレス度の高い職員については産業医の個別の面談を行うということで、組織として改善すべき点があれば産業医との協議を重ねて対応しているというふうな状況でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今、総務課長が言われたように、今後、もうぜひ再発しないように、綱紀粛正、よろしく要望して終わります。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 町職員の過去の不祥事を振り返ると、いわゆる斎苑問題の発端となったとも言える元職員が羽島市内で盗難に遭ったとされる清華苑の使用料約300万円、これはその元職員が弁償する形で損失の補填がなされました。次に、大型作業所で発生した不明金は、当時の担当課の上司である課長が弁償する形で補填がされました。

今回和解の議案が可決・承認された場合、先ほど町長の話ですと一旦町が、一旦というか国家賠償なので町がお支払いするという説明があったかと思いますが、過去の悪しきという表現をしていいと思いますが、例に倣って、今回この被害を受けた、町が被害を受けたとも言える280万円の損失の補填、全く考えていないのか、お答えいた

だきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 職員に対する請求ということは、全く考えておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 過去の例に倣うなら、今、町職員への請求は全く考えていないということですが、最高責任者で管理者である町長が損失の補填をするという方法も考えられると思うんです。方法としては、例えば報酬の一部減額をして、この満額に至るまで何らかの対応をすとかいう方法もあると思うんですけど、これらに対する対応、いかがですかね。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 責任者としての私が、どのような形で支払うかということについては様々な場合によってがあるでしょうけれども、今回の本件につきましては、払う必要はないというふうに自分で考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 3 回目で最後になりますので確認しておきます。

先ほど田中議員の質疑のときの答弁で、パワハラに対する認識の違い、私の記憶ではパワハラがあったと町が認めたというふうに認識しておるんですが、先ほどだと指導上に起きた、ちょっと表現の仕方をはっきり覚えておりませんが、その認識の違いみたいな表現をされたので、ちょっと確認しておきます。町によるパワハラがあったのか、なかったかのどちらかでお答えください。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 大変申し訳ありませんが、まだこれは判決が確定したわけではございませんので、今そのことについて私が申し上げて裁判に影響するということもございませんので、判決が出てから、また何らかの形でお聞きをいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第32、議案第22号から日程第37、議案第27号までの6議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第32、議案第22号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第22号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第7号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5億193万4,000円を追加し、予算総額を151億9,968万2,000円とするものでございます。

主な内容は、ふるさと納税推進事業、新型コロナウイルス感染症対策事業（こども園等維持管理）、新型コロナウイルス感染症対策事業（経済対策）、小学校校舎等施設整備事業、各事業の精算などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、自席で補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、12ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、訴訟関係事務で国家賠償請求事件の和解金として280万円を、ふるさと納税推進事業でふるさと納税寄附金の増加に伴い1億6,953万8,000円を増額し、6目企画費の移住定住促進事業では、若者定住マイホーム取得支援事業補助金・三世代ハッピースマイル事業補助金として139万円を増額し、7目地域振興費の協働のまちづくり推進事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業内容の見直しにより244万8,000円を減額し、17目ふるさと応援基金費では、寄附金見込額9億7,500万円のうち1億9,150万円は、寄附者の御意向に沿いそれぞれの事業へ充当し、残り7億8,350万円を基金に積み立てることとしたため2億7,350万円を増額しました。

次に、8ページの歳入について説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、第三次交付限度額分のうち本省繰越要望額を

除いた842万4,000円を増額し、財源更正を行いました。

次に、款17寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金（一般分）につきまして寄附金見込額が9億7,500万円でありますので、予算との差額4億6,500万円を増額いたしました。

また、寄附金の充当につきましては、寄附者の御意向に沿い、輝く人のまち、活力のあるまち、安心・安全なまち、地域経営の推進の各事業に総額で1億9,150万円を充当し、財源更正を行い、7億8,350万円は基金に積立てを行っております。

次に、款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として2,514万3,000円を減額しました。

次に10ページ、款21町債、項1町債、8目減収補てん債では、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を補填するため、減収補てん債として4,050万円を計上し、各事業へ充当し、財源更正を行いました。

次に、4ページの第2表 繰越明許費では、令和2年度内に事業が完了しない新型コロナウイルス感染症対策事業（こども園等維持管理）1,915万1,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（経済対策）1,046万5,000円、道路新設改良費56万6,000円、養老町下水事業会計雨水処理負担金22万5,000円、小学校校舎等施設整備事業810万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校保健衛生）600万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（中学校保健衛生）240万2,000円について繰越明許費を設定しました。

次に、5ページの第3表 地方債補正では、新たに減収補てん債4,050万円を追加し、事業費の確定などにより補正後の限度額を公共施設等適正管理推進事業債で550万円、児童福祉施設整備事業債で2,630万円とし、消防施設整備事業債を廃止するものです。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず、12ページの歳出について御説明申し上げます。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、給付費の動向により扶助費の所要額897万9,000円を増額いたしました。

国民健康保険特別会計繰出金では、令和2年度国民健康保険基盤安定負担金の額の確定により597万1,000円を増額いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の障害児通所給付事業では、給付費の動向により扶助費の所要額229万1,000円を増額いたしました。

認定こども園整備事業では、児童福祉施設整備事業債の増額に伴い、財源更正を行いました。

次に、14ページを御覧ください。

公私立園長会事業では、5歳児と親を対象とした親子観劇は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため今年度は中止としたことにより60万円減額いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（こども園等維持管理）では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子供たちが安全・安心して園生活を送れるよう、公立こども園の保育室等に抗菌・抗ウイルスコーティング加工を行うための委託料として1,320万円を計上いたしました。また、日吉こども園南園舎保育室と遊戯室の空調機更新工事費として595万1,000円計上しました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（緊急包括支援）では、岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用し、私立園が備品や消耗品を購入するための補助金として49万3,000円を計上しました。

2目児童措置費の公立認定こども園等運営事業では、園児数が当初予定より少なかったため、賄い材料費を180万円減額しました。

3目児童館運営費の新型コロナウイルス感染症対策事業（児童館運営費）では、感染症対策に係る備品購入のため6万9,000円を増額いたしました。

8ページの歳入について御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金448万9,000円及び障害児通所給付費負担金114万5,000円をそれぞれ増額いたしました。保険基盤安定負担金では、国民健康保険基盤安定負担金168万円を増額いたしました。

款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金では、障害者自立支援給付費負担金224万4,000円及び障害児通所給付費負担金57万2,000円を増額いたしました。保険基盤安定負担金では、国民健康保険基盤安定負担金107万3,000円を増額いたしました。

項2県補助金、2目民生費県補助金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金として56万1,000円を増額いたしました。

次に、10ページを御覧ください。

款21町債、項1町債、2目民生債では、旧養北こども園西園舎解体工事に関して工事契約額全額を起債対象経費として計上したため、児童福祉施設整備事業債を110万円増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明を終わります。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

12ページを御覧願います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、7 目地域振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業（希望のヒカリ事業）では、クラウドファンディング支援金に係る手数料として 5 万 8,000 円を計上いたしました。

次に 14 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、2 目商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業（経済対策）では、政府が緊急事態措置の期間を 1 か月延長したことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、同法第 24 条第 9 項に基づく県からの営業時間の短縮要請に全面的に協力する事業者に対して、県及び市町村が協調して支給する岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第 4 弾）に係る市町村負担分を、その他負担金として 546 万円を増額いたしました。

次に、款 8 土木費、項 4 都市計画費、3 目下水道整備費の公共下水道事業会計負担金では、養老町公共下水道事業特別会計の雨水ポンプ場費の補正増に伴い、負担金を 22 万 5,000 円増額しました。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

8 ページを御覧願います。

款 17 寄附金、項 1 寄附金、2 目総務費寄附金では、地域振興寄附金として一般寄附 578 万円、クラウドファンディングによる支援金 30 万 9,000 円を合わせ 608 万 9,000 円の寄附金を受けたことにより 108 万 9,000 円を増額いたしました。

次に 10 ページ、款 21 町債、項 1 町債、1 目総務債では、一般単独事業債から公共施設等適正管理推進事業債へ起債の種別変更により 180 万円増額し、財源更正をいたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、自席で補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

16 ページを御覧ください。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、2 目事務局費の留守家庭児童教室事業では、令和元年度の子ども・子育て支援交付金実績報告に伴い国庫補助金額が確定したことから、返還金 65 万 8,000 円を計上いたしました。

項 2 小学校費、1 目学校管理費の小学校管理事務では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 4・5 月の学校臨時休業及び夏季休業期間短縮による会計年度任用職員の勤務時間が増加したため、報酬 117 万 3,000 円を増額補正いたしました。

同じく、小学校校舎等施設整備事業では、施設の老朽化等により学校の授業に支障があることから、養老小及び日吉小学校のプール改修工事費として 664 万 1,000 円、養老小

プールの更衣室・トイレの耐震診断業務委託料として138万1,000円を増額補正いたしました。

同じく、新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校保健衛生）では、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業として、町内全小学校に感染対策の強化や学習の保障のために必要となる物品の購入や、教員の研修等を実施するために必要な経費として需用費314万円、委託料17万7,000円、備品購入費268万5,000円を増額補正いたしました。

項3中学校費、1目学校管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業（中学校保健衛生）でも同様に、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業として需用費160万4,000円、備品購入費79万8,000円を増額補正いたしました。

項4社会教育費、3目公民館費の地区公民館活動費事業では、新型コロナウイルス感染防止対策の影響により地区公民館学級講座の開講期間の短縮と、講座数が減となったことから150万円を減額するものでございます。

18ページを御覧ください。

7目図書館費の図書館維持管理費では、公益財団法人だいしん緑化文化振興財団から地方公共団体等へ図書費の寄附を頂いており、図書購入費として10万円を増額補正いたしました。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、7目教育費国庫補助金では、学校保健特別対策事業費補助金として小学校費補助金300万円、中学校費補助金120万円を増額補正いたしました。

款17寄附金、項1寄附金、5目教育費寄附金の社会教育費寄附金では、公益財団法人だいしん緑化文化振興財団からの寄附金10万円を計上いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、養老町議会委員会条例第5条第1項の規定により予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第33、議案第23号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第23号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,057万5,000円を追加し、予算総額を36億2,701万3,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、令和2年度国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定、平成30年度国民健康保険事業費納付金（退職分）の額の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 尾前住民人権課長心得、自席で補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款5基金積立金、項1基金積立金、1目国民健康保険基金積立金につきましては、令和2年度の国民健康保険事業費納付金において当町は激変緩和措置として1億6,000万円が緩和されており、事業費納付金の算定は様々な要因により毎年変動することから、今後の納付金対策として基金積立金を2,000万円増額いたしました。

また、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、平成30年度国民健康保険事業費納付金（退職分）の額の確定により、精算返還金として57万5,000円を増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款4県支出金、項1県補助金、2目国庫負担金減額措置対策費補助金で、令和2年度国庫負担金減額措置対策費補助金の交付額の確定により53万6,000円を増額いたしました。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、令和2年度国民健康保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の額の確定に伴い、保険基盤安定繰入金を367万1,000円、財政安定化支援事業繰入金を230万円増額いたしました。

また、款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金で、財源調整として1,406万8,000円を充

当するものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第34、議案第24号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第24号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ271万4,000円を追加し、予算総額を1億3,491万円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳出においては老朽化する施設維持に関する経費の所要額を、歳入においては食肉事業センター使用料の増額、県委託事業の廃止に伴う県支出金の減額などの必要額を計上しました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 川口特命事項推進監、自席で補足説明。

○特命事項推進監兼産業建設部農林振興課長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページ、9ページの歳出について御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、食肉事業センター管理費の施設

修繕や燃料代として需用費で326万4,000円を増額、委託料で55万円を減額いたしました。

次に、6ページ、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款1事業収入、項1事業収入、1目食肉事業センター使用料では、豚熱で減少していた豚の取扱いが増えてまいりましたので340万円を増額いたしました。

款3県支出金、項1委託金、1目農林水産業費委託金では、県内産牛放射性物質検査が令和2年3月末で終了いたしましたので153万6,000円を減額いたしました。

款6繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として32万円を充てるものです。

款7諸収入、項2雑入、1目雑入では、前年度過誤納付金が発生しましたので53万円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第35、議案第25号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第25号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を500万円増額し、予算総額を4億1,092万8,000円に改めるものであります。補正の内容は、消費税及び地方消費税を補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤水道課長、自席で補足説明。

○産業建設部水道課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

7 ページ、8 ページ目の収益的支出について御説明申し上げます。

款 1 水道事業費用、項 2 営業外費用、2 目消費税及び地方消費税では、資本的支出、建設改良費について、当初見込んでいた事業費より低く抑えることができたため、消費税及び地方消費税500万円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第36、議案第26号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第26号 令和2年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、収益的収入を22万5,000円増額し、補正後の予算額を3億5,102万5,000円に、収益的支出を500万円増額し、補正後の予算総額を3億5,780万円とするものでございます。

また、資本的収入を3,452万5,000円増額し、補正後の予算総額を1億6,522万5,000円に、資本的支出を3,475万円増額し、補正後の予算総額を2億5,035万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

13、14ページの補正予算実施計画明細書を御覧願います。

収益的支出からになりますが、款1下水道事業費用、項2営業外費用、3目消費税及び地方消費税では、当初見込んでいた処理場の施設修繕費及び電気料の支出が抑えられたこと、並びに特定の収入に係る課税仕入れ等の増に伴い、消費税及び地方消費税の支出額が増加する見込みとなったことから500万円を増額いたしました。

また、資本的支出として17、18ページの款1資本的支出、項1建設改良費、2目雨水ポンプ場費では、南直江雨水排水（第3期）工事における機械・電気設備の設計積算業務委託料として429万円、建設工事の工事請負費として3,046万円をそれぞれ増額いたしました。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

収益的収入として11、12ページを御覧願います。

款1下水道事業収益、項1営業収益、2目雨水処理負担金として22万5,000円を増額いたしました。

また、資本的収入として15、16ページの款1資本的収入、項1企業債、1目雨水建設改良企業債で1,720万円、項3補助金、2目雨水国庫補助金で1,732万5,000円をそれぞれ増額いたしました。

なお、第5条に定めた起債の限度額を1,720万円増額し、3,720万円と改めるものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第37、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ593万5,000円を追加し、予算総額を3億6,494万5,000円とするものであります。

補正する主な内容は、後期高齢者医療保険料の増及び保健事業費の増による必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明を申し上げます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では、岐阜県広域連合から当初予算編成時に想定された被保険者が116人増の見込みであるため、所要額500万円を増額いたしました。

款3 保健事業費、項1 健康保持増進事業費、1 目健康診査費では、後期高齢者医療保健事業の動向により、所要額93万5,000円を増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金と同様に、被保険者増の見込みにより327万6,000円を増額いたしました。

同様に、2 目普通徴収保険料につきましても172万4,000円を増額いたしました。

款3 後期高齢者医療広域連合支出金、項1 委託金、1 目保健事業費委託金では、後期高齢者医療保健事業の動向により、所要額93万5,000円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時20分からといたします。

（午後2時07分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第38、議案第28号から日程第50、議案第40号までの13議案は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第38、議案第28号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第50、議案第40号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの13議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました議案第28号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、議案第40号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計予算案までにつきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、各予算の詳細につきましては、この後設置が予定されております予算特別委員会において、各担当部課長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、議案第28号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れ及び議案第29号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて、一括で説明

させていただきます。

この繰入れにつきましては、各特別会計でそれぞれの事業を実施するため、地方財政法第6条の規定により一般会計から繰り入れるもので、繰入額として、食肉事業センター特別会計9,160万円、農業集落排水事業特別会計2,057万9,000円でございます。

以後につきまして、「予算」とありますが「予算案」として、皆様方御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、議案第30号 令和3年度養老町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和3年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額が112億2,300万円で、前年度比較2億1,700万円、2%の増であります。

歳出の主なものは、ふるさと納税推進事業3億6,073万7,000円、庁舎等管理費3億1,656万9,000円、乳幼児等医療事業1億1,027万円、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業7,483万7,000円、消防用通信設備更新事業4,543万円、私立保育園等整備事業4,440万4,000円、小学校情報化推進事業1,369万9,000円などでございます。

次に、議案第31号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

令和3年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ33億8,870万円で、前年度比較マイナス2億660万円、5.7%の減であります。

減額の主なものは、保険給付費の減などによるものでございます。

次に、議案第32号 令和3年度養老町簡易水道特別会計予算について説明させていただきます。

令和3年度簡易水道特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ2,680万円で、前年度比較マイナス310万円、10.4%の減でございます。

減額の主なものは、簡易水道施設整備基金への積立金の増などによるものでございます。

次に、議案第33号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算について説明させていただきます。

令和3年度食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ1億6,380万円で、前年度比較3,380万円、26%の増でございます。

増額の主なものは、老朽化した施設の維持に係る経費でございます。

次に、議案第34号 令和3年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算について説明をさせていただきます。

令和3年度住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ290万円で、前年度比較マイナス190万円、39.6%の減でございます。

減額の主なものは、償還金の返還が令和3年度で終了することによる繰上償還金の減

によるものでございます。

次に、議案第35号 令和3年度養老町上水道事業会計予算について説明をさせていただきます。

令和3年度上水道事業会計予算は、3条会計の収益的収入は4億6,650万円で、前年度比較マイナス5,380万円、10.3%の減、収益的支出は3億7,900万円で前年度比較マイナス3,520万円、8.5%の減でございます。

次に、4条会計の資本的収入は2,030万円で、前年度比較マイナス740万円、26.7%の減でございます。資本的支出は3億8,260万円で、前年度比較3,150万円、9%の増でございます。

資本的収入の減の主なものは、国庫補助金の減などによるものでございます。資本的支出の増の主なものは、建設改良費の増などによるものでございます。

次に、議案第36号 令和3年度養老町公共下水道事業会計予算について御説明させていただきます。

令和3年度公共下水道事業会計予算は、3条会計の収益的収入は3億4,550万円で、前年度比較マイナス5,300万円、1.5%の減、収益的支出は3億4,530万円で、前年度比較マイナス5,500万円、1.6%の減でございます。

次に、4条会計の資本的収入は2億2,680万円で、前年度比較9,610万円、73.5%の増、資本的支出は3億1,180万円で、前年度比較9,620万円、44.6%の増でございます。

資本的収入の増の主なものは、雨水事業に伴う企業債及び国庫補助金の増などによるものでございます。資本的支出の増の主なものは、雨水事業に伴う建設改良費の増などによるものでございます。

次に、議案第37号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ3,300万円で、前年度比較50万円、1.5%の増でございます。

増額の主なものは、地方公営企業法の適用に伴う委託料でございます。

次に、議案第38号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ29億5,430万円で、前年度比較4,690万円、1.6%の増でございます。

増額の主なものは、介護サービス給付費の増などによるものです。

次に、議案第39号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ1,670万円で、前年度と同額でございます。

最後に、議案第40号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ3億6,100万円で、前年度比較320万円、0.9%の増でございます。

増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療保健事業の増などによるものでございます。

以上で、一括上程を賜りました議案第28号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、議案第40号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議事整理のため、繰入れと一般会計に関する総括質疑、特別会計に関する総括質疑の順に行います。

まず、議案第28号、29号の繰入れ、議案第30号、一般会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 予算編成の方針となる町長の施政方針を本会議の冒頭でお聞きしました。コロナ禍における町の窮状に加え、慢性的な財政逼迫、その苦しさを表現される空気は伝わってきました。

先日開催された議会全員協議会において説明のあった町民プールの閉鎖、一時閉館と表現されましたが、利用者数の減少により収支が悪化し、こちらも慢性的な赤字運営になっていました。

しかし、平成23年に起きた町民プールの屋根崩落、そして改修を経て再開した平成25年、町長はこういった節目で、この施設は町民の健康増進を目的とした施設であり、収支では語れない類いの施設である旨の発言をされていました。町民の健康増進が図られれば、その後の医療費や保険料負担において大きく改善が期待できるという考え方です。

今回のプールの一時閉館により、健康増進施設の柱ともいえるべき施設が使えなくなるわけですが、見解を求めたいと思います。

もう一点、庁舎の改修等についてです。

現在行われているトイレの改修、度々起こる故障の類いの修繕、そして今回予算計上

されている庁舎の改修費用、これらの修繕・改修費用のここ何年かの合計は、今回の提案分を入れると10億円に近くなるのではないのでしょうか。これをもう少し足せば、そもそも建設から40年ほど経過し、老朽化している本庁舎の建て替えが見えてくる金額です。見解を求めたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 町民プールの一時閉館についてでございます。

岩永議員が仰せのように、平成23年、私が町長に就任して間もない頃でございました。その頃に屋根の一部が崩落をしたということで、安全のためにこれはやらなければならないということでございました。もちろん当時も今と同じような赤字はあったわけでございますけれども、町民の健康維持において必要な施設であると、そういった形でお答えしたことも覚えております。

今回の町民プールの閉鎖に至った理由につきましては、大きな修繕工事が必要であるという点は同じでございます。時代も少し変わって、スポーツに親しむ様々な代用といいますか、いろんなスポーツであったりしたものが出てまいりました。

そういった意味において、真に町民プールだけが健康維持に必要なかというような観点を考えますと、ここで一度立ち止まって町民の皆様方の、もちろん町民アンケートも取り、それから行財政改革審議会にも諮りまして閉館やむなしという答申もいただいております。そういったことで、ここで立ち止まってみて真に健康増進のために必要な施設であるのか、それをもう一度、1年ぐらいかけて改修に関する詳細な金額であったり、また様々な方々の御意見をお伺いした上で、もう一度考えてみようということで一時閉館という措置を取らせていただいたということでございます。以上でございます。

庁舎の改修の件についてでございますけれども、確かに結果としては同じような10億ぐらいのものになるのかどうか、ちょっとあれですけれども、多額のお金を使わせていただいていることは承知をいたしております。

しかし、予期せぬというところが大きかったということでございまして、今度も機械棟が耐震がないなどと私も思ってもみなかったということでございますし、それから昨年でしたか、緊急時の発電設備を更新したときも発電装置が水につくような場所にあったり、1時間ももたないような状況でございました。これはやはり防災の際に、本部になる庁舎としてあってはならないことだろうということで追加をさせていただきました。そういった意味で各施設を改修してきたわけでございますけれども、当初から、それこそ何年にどこが必要で、どこがと分かっておれば、それこそ建て替えるというようなことも考えるかもしれませんけれども、その都度というようなことでございましたので、改修費を今回は2億円ほど計上させていただきました。

ただ、耐震補強をして建物その本体に今後すぐに影響があるというわけではございま

せんので、この事業が終われば、あと何が出てくるか分かりませんが、建て替えよりは、やはり修繕という選択肢だということで私どもは今回計上させていただきました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） プール等についての細かい続きは予算委員会が予定されておりますので、あとまた一般質問の通告もしましたので、そちらのほうに任せたいと思います。

ここではあと一点だけ、もう少し掘り下げたいんですけれども、施政方針の中に学校プールの改修についても述べられています。これも先日の全員協議会で、たしか教育長から出た話であると思いますが、小・中学校でプールを維持するのをやめて町民プールのような公共プールで代替してはどうかというものです。実は全国的に行われつつある動きです。何でもかんでも全部を学校内に設置する必要はないというもので、こういった時代の流れに合わせた対応を行えば、個別に係る維持管理コストを一元化することができます。町内のどの学校のプールも相当に老朽化が見受けられる状況です。スクールバス等でピストンで対応できるのではないかと考えます。そして、少子化の中での今後の状況を考えれば、全体的、長期的にはコストパフォーマンスに優れているのはこちらではないかと考えております。

今回のプールの閉鎖、庁舎の改修、並列では語れませんが、足りない予算をこちらからこちらへ持ってくるというようなふうにも感じ取られてしまいます。

町長の考えをこの辺りお聞きしたいんですけれども、もう一点ついでにお聞きしておきます。

建設から40年たった、40年たとうとしているこの本庁舎ですけれども、いずれその建て替えもしなきゃいけないときが来ると思うんです、時期的には。そういったことに向けての計画というのは、立てておられるかということも併せてお答えをいただければと思います。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まず1点目の学校プールの代替として町民プールを使用してはということでございますけれども、これは当然に考えて、またそのような方向性が望ましいということでいろんな試算をしました。いわゆるその学校の授業数に合わせての送り迎え等した結果、ちょっと難しいというような結論に、これは特命係のほうが詳細な数字を持って提出をしていただいていますけれども、これは難しいと。これが今回の一時休館というのに結びついた一番大きな原因になっております。

おっしゃるとおり、コストをどっちにしたら安くなるのかというようなことは常に考えて予算のほうを立てているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、公共施設の維持管理の中で今後考えていかなければならない大きな課題として、人口減少に伴う小・中学校の統廃合とか、それから各自治会の公民館、自治会館等の問題も必ず出ております。そんな中で庁舎の建て替え等、どこを優先するんだということになったときに、まずはやはり地域の皆様方の様々な施設をどうしていくかということが優先するのではないかなというように、今のところ庁舎の建て替えについての意見というのは、どの会議にも出てまいりません。

しかし、やがてはやっていかなきゃならないことでございますけれども、やはりそれは社会の情勢を見た中で、これから決めていくことではないかなというふうに思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） すみません、先ほど私、発言の中で、間もなく40年と言いましたけれども50年ですので、訂正をさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） ほかに、一般会計に関する他の質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 町長と副町長に伺います。

まず最初、町長ですが、新年度から養老町まちづくりビジョンに基づいて町政の運営がスタートするわけですが、まちづくりの基本的な考え方としては、このビジョンにあります「住民参画によるまちづくりを推進します」とあります。私は、これはとても大切に重要なことであり、従来のある程度素案ができてから提案し、意見を求めるパブリックコメントではなくて、事業や政策を立ち上げる段階から住民の方々が加わり協議することが意義のあることでございますので、ぜひ充実していくべきと考えますので、この際申し述べておきます。

では、3点について質疑いたします。

1点目としては、今回予算案を拝見させていただき、第一印象は、この大変厳しい社会状況の中で苦労されての予算編成であったと想像しますが、新型コロナ対策、本当にこれで十分か、不十分な面が多々あると思います。現に2月22日、商工会が新型コロナ対策の経済支援策を町に要望されたと新聞報道がありました。私も一般質問でも伺いますが、今後の補正対応の考えはあるのか。

2点目としては人口減少、すなわち縮小社会に対して広域連携の考えも必要になってくるのではないかな。場合によっては近隣市町との合併という選択肢も出てくるのではないかなあと、このように思っておりますが、見解を求めます。

3点目。職員各位のスキルアップのために人事、人材について外部人材の支援制度の活用について、具体的には地域プロジェクトマネジャー制度、地方創生人材支援制度、

岐阜県庁の職員の派遣制度の活用を提案しますが、お考えを伺います。

副町長について伺います。

副町長として初めて予算編成に当たられました。コロナ禍にあって腐心した点、また重要な事業ばかりでございますが、特にこの事業だけは実行したい、実現したいの思いが強いのがありましたら上げていただきたい。以上です。

○議長（吉田太郎君） 副町長 川地憲元君、自席で答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

1 点目と 4 点目の御質問に関しまして、田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、外出自粛等により観光サービス、飲食店をはじめ多様な産業需要の急減、売上げの減少、雇用の問題とか深刻な影響が続いているとしまして、今年度実施されました町独自のコロナ対策を来年度におきましても引き続き実施してまいりたいということで、町の商工会五役が大きく 5 つの項目で要望をされております。

新型コロナの影響を受ける地域の中小事業者の方への支援としまして今年度、令和 2 年度同様に、国の補正予算、地方創生の臨時交付金を活用を視野に入れた、きめ細かなそういったものに対応していただきたいということでございました。庁舎内でも今議論をしまして、今後、補正対応で対応させていただきたいというふうに考えております。

あと、4 点目の初めての予算編成でという御質問でございます。

対前年 10% シーリングというのを目標に掲げまして町内の全事業の内容の見直し、プールの関係もそうでございますけれども、コロナ禍の中で新たな生活様式を意識した事業の再構築を行っております。

1 つは、18 歳までの医療費の拡充とか子育て支援の充実、教育環境問題なども盛り込んでおります。おっしゃられたとおり、新しいビジョンと新しい組織の下で持続可能なまちづくりを実現するための新年度予算、町税の大幅な減収が見込まれる厳しい状況下で本当に苦慮しましたがけれども、堅実保守型の予算編成としております。

腐心した点といたしまして、もし一つ上げるならば、災害に備えました財源確保を念頭に入れました財政調整基金などの繰入金の抑制、そして自主財源の確保でございます。一般会計ベースで 43.83%、前年対比 2.3% 自主財源が下がっておりますので、そういったものの確保が上げられるかなというふうに思います。

町長がいつも言われますけれども、町外で暮らす本町中心のふるさとへの愛着心、そういった生かす取組ですね、例えばふるさと納税、そういった寄附金では新年度、企業版も含めまして対前年 45% 増の 2 億 3,000 万という高いハードルを課しております。

交流人口の増加、増やす試みはもちろんのことですがけれども、ワクチン接種の事業など、緊急性や優先度を見極めながら進めてまいりたいというふうに考えております。以

上でございます。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、私のほうから２点目、３点目の御質問に対してお答えをしたいというふうに思います。

近隣市町の連携ということでございますけれども、昨年実施されました国勢調査の速報値というのはまだ出ておりませんが、確実に人口減少は進んでいるというふうに想像しておるところでございます。

近隣自治体といたしましても連携の重要性はこれまで以上に高まってきていることは、お互いにいつも話し合っているところでございます。国の地方推進交付金を活用いたしまして西美濃創生広域連携推進協議会というのを中心に、観光や移住・定住、それから経営支援などの分野で西美濃地域３市９町が連携して取り組んでいるところでございます。

今後もその必要性をしっかりと見極めながら、分野毎に近隣自治体との連携を図っていきたいと考えております。町村合併ということについては、今は全く考えておりません。

それから地域プロジェクトマネジャー制度や地域創生人材育成制度の活用ということの御質問がございましたけれども、この２つにつきましては、町が抱える様々な課題の解決や地方創生のさらなる起爆剤になるということが期待されますので、その有効活用について、その制度の動向を見ながら、注視しながら調査・研究をし、必要であれば、必要と思えば採用をしていきたいというふうに考えております。

県との職員派遣制度につきましては、町の職員同士で意思疎通を図りながら責任を持って業務を遂行し、スキルアップの向上に取り組んでいるところでございますので、現時点では本制度を活用する考えはございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 先ほども予算説明のほうでもございましたように、ふるさと納税が大変調子がよろしいというようなことで、これに浮かれることなく、以前も提案したことがあるんですけど、10億円以上を目指していくと、これはかなり職員の負担も多くなるので、これは専用の職員を置いたほうがいいかなあと、こういうことを思っておるんですね。ネットなんかを調べてみますと、泉佐野市なんかは自分のところでネットを開設して、そこで処理をしておる。それぐらい先進がございます。そういったことで、どんどんこれは10億円じゃなくて20億、50億と高みを目指していただいて、ぜひ自主財源を確保していただきたいなあと。やっぱり養老町は全国的にも肉が非常に人気がよろしいので、この際一気に、いろいろお金があれば何事も解決できますので、その辺ちょっと町長、もう一回、検討を伺います。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ふるさと納税は本当にありがたい納税制度でございます。金額が多ければ本当に思わぬ収入というような形、自治体で言うボーナスのようなものだというふうに今も私は考えているところでございますけれども、ふるさと納税の本旨というのは、あくまでやはりふるさとを思う方の寄附行為だということを私はいつも念頭に置いているところでございます。残念ながら飛騨牛というのは岐阜県全体のふるさと納税の商品にもなっておりますけれども、我が町こそ肉のまち養老だということで、これから大いにその飛騨牛を売っていきたいとは思いますが、ただ、これ一辺倒に頼ることなく、やはり様々なまだ商品があるわけですので、これをどのように活用していくかということが大事ではないかというふうに思っております。

そのために、今はヤフーであったり様々な、ああいったネット会社を通じて売らせていただいているわけでございますけれども、本来これを、ふるさとの味を懐かしんでふるさとの方が注文していただけるような、そんなふるさと納税にしていきたいということでございます。ただ金額というのは魅力でございますので、ぜひとも頑張って、今年を越えるようなというふうなつもりで頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 今年の一般会計の予算を見ておりますと非常に苦しい予算編成がされたと推測するわけですが、町債が11億5,000万円計上されておまして前年対比16%、この中で臨時財政対策債が6億5,500万円ということで、昨年よりも3億増えておるとというのが現状でございます。臨時財政対策債は、国が2001年度に導入した地方債の一種で、いわゆる赤字公債であります。後年度に国から地方交付税で措置されると言われてはおりますが、償還をするのは地方自治体が責任を持って償還しなければなりません。今年度の3年度、町債の残高見込みを見ますと115億6,000万ということで、臨時財政対策債が5割以上を占めております。こういう中で今後の養老町の予算編成、財政運営を健全化していくためには、どのような町債、臨時財政対策債を取り入れながら運営をしていくのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 副町長 川地憲元君、自席で答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

松永議員の御質問にお答えします。

臨時財政対策債につきましては、国が示す地方財政計画に示します地方財政支出の見通しを基に算出しているものでして、国が示す増減率で、おっしゃるとおり見込みが変われば大きく変動してしまう、そういう現状でございます。町債の中でも臨時財政対策

債が占める割合が、おっしゃるとおり大きく、地方債の残高の増加により実質公債比率や将来負担比率が依然として高い数値となっております。

公共施設等の老朽化が進み、来年度につきましてはプールで大変町民の方々に御迷惑をおかけしますけれども、維持管理の財源として地方債の発行が見込まれる中で、今後はより計画的な管理を進めていく必要があると強く認識をしております。

町におきましては将来的な見通しを立て財政基盤を確立するために、来年度、中・長期財政計画の見直しを行う予定をしております。今後も厳しい財政状況が見込まれる中で専門家によります見地からも分析と検証を行い、社会経済情勢の見通しを考慮しながら将来的な見通しを立てることによりまして健全な財政運営を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 10年前の平成22年の町債残高は81億ほどでございまして、この10年間で町債の残高が34億増えておりますので、しっかりとした財政運営をしていただくことをお願いして終わります。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 4点で総括質疑をします。

まず最初に、先ほども岩永議員からもありましたが、町民プールです。町民プールの一時休館の決定報告を議会が受けたのは2月26日の議会全員協議会でした。そして、その後配付された施政方針にしっかり明記し、3月号の広報「ようろう」での記載と今回の町の手法に驚きと怒りを覚えます。議会の行政監視機能をどのようにお考えでしょうか。町長が常に発しておられる風通しのよい町政、公正・公平な町政、町民の自治力、議決に対する議会への活発な慎重審議への依頼に反するからです。

さらに、一時休園の政策決定の場に議会が参画していないにもかかわらず、新年度予算の新聞発表記事に、今後について町民の意見を聞き、議会と共に考えていきたいと述べられておられることです。住民の暮らしを向上させるための事業として生み出された赤字であるなら、それは名誉の赤字です。住民のために仕事をせず、手をこまねいて黒字を生み出しても、それは不名誉な黒字であるということです。

これまでの方針に基づき、住民のために積極的に財源を充てるということについて消極的な対応とすれば、それは行政の怠慢となる場合もあり、町民プール施策が第2、第3の事業の閉鎖をさせる前例になってはいけません。先ほど岩永質問に「閉鎖に至った経過」というふうな表現がありましたが、訂正していただきたいと思います。

2点目は、新型コロナウイルスについてです。

ワクチン接種体制が養老町でも着々と準備されています。町民の中にはワクチンを打てばコロナウイルスが終息するとの見識もあり、終息には引き続きマスクの着用や3密にならない、不要不急の外出は控えるなど、これまでどおりの行動が求められるということは言うまでもありません。

また、感染者を早期に発見するために重要なPCR検査も町として積極的に取り組むことが求められます。行政検査の場合、費用の2分の1は国庫負担ですが、残りは地方負担です。地方負担分については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で国が面倒を見ると言っていますが、制度上、検査のような補助率が法定された補助事業には直接充てられないため、交付金を別の単独事業に充当することで浮いた単独事業の財源を検査に回すという迂回路方式と認識しています。

単独事業の内容の審査などで交付金の支給が遅れる可能性から財政面の不安が町にあるかもしれませんが、行政検査に対する所見を伺います。

3点目は、長引くコロナ禍の下で雇用や営業をどう守るのか、生活困窮に陥った人をどう自治体の仕事として救うのかが問われています。「社協ようろう」第116号に、令和2年4月から令和3年1月31日までのコロナウイルス特例貸付生活福祉資金の受付実績が掲載されており、その件数を見ても切実さが伝わります。国は、生活保護は権利と認め、ためらわず申請してほしいとリーフレット作成をし、2020年度末にホームページで申請を呼びかけています。しかし、親族への扶養照会が保護申請の障害になっていることから、さきの国会論戦で田村厚生労働相は、扶養照会は義務ではないと明言しましたが、当町の申請窓口対応や福祉事務所の対応をお聞かせください。

最後に、施政方針、未来を担う人づくりに、人権について第三次男女共同参画プランの策定に取り組むと述べられました。また、新年度から10年間を期間とするまちづくりビジョンにも第2章戦略5で、全ての人権が尊重されるまちを打ち出しています。国においては昨年12月、第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性割合30%を実現するとしています。

次の点で伺います。

町長は、課長職など女性職員や町の諮問機関における登用や女性の登用率について、具体的な所見を聞かせください。

2点目は夫婦別姓について。

3点目は、同性婚のパートナーシップ宣誓制度の導入や、町が婚姻相当と認めたLGBTなど性的少数派のカップルと同居する子供の親子関係を認めるファミリーシップ制度の導入について伺いたいと思います。

以上4点、よろしくお願いします。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） 1つ目の町民プールのことに関わって、少し担当の課のほうか

ら御説明させていただきます。

先ほど岩永議員からも御質問がありましたけれど、実は町民プールの利用者は、若干ですけれども、この5年ほど増加傾向です。この5年の間に約3,000人とか5,000人とかいうふうで、少し増えてきているわけです。しかしながら、この間も御説明申し上げさせていただいたようにマイナスが多くなってきております。この辺りを特命チームの数字からこちらを分析させていただきまして、やはりこの運営について、住民の皆さんの健康増進には本当に大事な施設だということは十分考えておる私たちではありますけれども、一方で、その運営にかけさせていただくお金も町民の皆さんの税金であるという観点から一度見直さなければならぬと、そのように考えたところです。

決定の御報告が2月26日と、本当に広報で出させていただく直前になったことについては申し訳ない思いがあります。しかしながら、2月15日に行われた行財政改革推進審議会の答申を踏まえて次年度の予算の編成に間に合わせるという、そういった方向で、住民の皆さんがアンケートで表しておられた町民のお気持ち、意思に添えていくことも大切であると考え、このようなことになってきたということです。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） 私からは、2点目の新型コロナウイルスの関係について御回答申し上げます。

行政検査の関係でございますが、町でのPCR行政検査実施に関しまして、PCR検査を行う機関との調整が困難なこと、それから陽性者が判明した際の濃厚接触者の追跡、その後の対応が町独自では困難であるというふうに考えております。したがって、現状のとおり岐阜県での行政検査に協力対応してまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

続きまして、3点目の生活保護受給者の際の扶養照会についてでございます。

生活保護の申請の際の扶養照会につきましてでございますが、疎遠になりまして、かなりの年月を経過している場合もございますので、西濃福祉事務所と連携しまして状況に応じて照会を行うようにしております。田村大臣が発言のとおり、義務ではないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 私のほうからは、4点目の女性登用についてお答えをさせていただきます。

部課長職の女性管理職につきましては、現在6名でございます。原則は、私は能力主義と考えておりますけれども、令和3年度からスタートいたします機構改革に伴い、適材適所で女性管理職を登用してまいります。また、課長補佐及び係長などの女性職員の間接監督職につきましても今後積極的に登用し、女性管理職の登用率の向上を図ってい

きたいと考えております。

養老町第二次男女共同参画プランにおきまして、町の諮問機関における審議会等への女性登用率の目標を30%に掲げておりますので、女性の登用につきまして、女性リーダーの育成や啓発をより一層強化して行い、目標値に限りなく近づくよう、積極的に女性の登用の促進を図ってまいりたいと存じます。

夫婦別姓についてでございます。

昭和22年の民法改正によりまして婚姻をどちらかの氏を選択できるようになりましたけれども、夫婦別姓については民法の改正が必要であるものと認識をいたしております。今後も国における夫婦の氏に関する制度の在り方に関する議論について、動向を注視してまいりたいと思います。

それから同性パートナーシップの御質問でございます。

平成27年に東京都渋谷区と世田谷区の制度設定をきっかけに、同性パートナーシップ証明制度が広がっております。令和2年12月には、岐阜県も同性パートナーシップ制度の導入に向け検討を始めていくことが示されました。県内では昨年度、飛騨市で検討されましたが、運用には至っておりません。今後は、県での検証及び導入の在り方等の議論を注視してまいりたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 町民プールは1998年（平成10年）10月にオープンし、2021年6月末で町長の執行権で休館の方針を打ち出しました。住民の福祉を増進するために設けた町民プールは、僅か21年余で休館です。この間、平成23年9月から平成25年7月まで屋根の耐震強度などの問題で大規模改修工事が余儀なくされ、一時休館し、屋根の撤去、天井新設、空調設備、ろ過装置改修、照明器具、スピーカー新設、屋内塗装塗り替えなどに3億2,754万円の予算を投じるとともに、開館から14年経過した年には24台のランニングマシンなどの機器を買い換え、利用者ニーズに応えてきました。

施設の耐用年数は、30から40年を想定していると大橋町長御自身が答弁されておりますので、僅か21年余り、約耐用年数の半分で一時休館というのは大きな政策転換です。議会や町民に政策転換するのなら丁寧な説明責任が求められます。スポーツマックス・養老の所管はスポーツ振興課が所管ですが、障害児（者）福祉、子育て、高齢者福祉など、各課が連携した大切な公の施設です。つい先日も保健センターから子育て支援アプリでベビースクールのお知らせがあり、その日を楽しみにしているとの声を聞いたばかりです。

コロナ禍で見えてきたことの中に、その市町が何を大切にし、個性ある魅力なまちづくりを運営していくかが問われています。町民プールは他の市町にない養老町が誇る公的財産施設です。町長が言われる堅実保守型の予算編成とは、赤字を少なくするために

は運営が厳しい福祉事業を切り捨て黒字に転じるという施策転換ということでしょうか。

ちなみに、堅実保守型ということも広辞苑で調べましたが、今、新しい生活様式が自治体に求められているのに逆行しているような気がしてなりません。

さらに、町外46%、町内54%町民プールの利用の実績ですけれども、この中をしっかりと精査すれば、町長が施政方針で掲げられております本町と何らかの関わりや、ゆかりがある人にも引き続き結びつきを持ち続けていただけるよう働きかけてまいりたいと述べられておりますが、この町外の中には、孫やひ孫が町外や県外に出て、夏休みなど長期、また5月や、それからお盆、そういう連休のときに養老のプールを非常に楽しみにして、長期その期間利用するということも聞いています。養老のプールで25メートル泳げるようになって、それが自信につながり、すごく意欲的な学習になった町内のお母さんの声も聞いています。

養老じいじや養老ばあばのところに行けばプールがあるということで、楽しみにしている、そういう全国の養老町にゆかりのある人たちの施設、具体的には、こういうことで本町と何らかの関わりがあるとか、それから人と地域を結ぶまちづくりというのを具体的に表した施策だと私は思います。

どういうふうな形でこれから議会と町民と、一定のアンケートは取られたということですが、協議に入っていくのか、それをお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 大変切々と訴えていただきましたけれども、町民プールという、とにかく大変すばらしい施設であることは私も認めます。ただ、それが我が町にふさわしいかふさわしくないかということは、これだけ赤字が出てきたということ、それからそれは、それだけ思いのある町民プールなら、もっと町内の方が使われて赤字幅も減るんじゃないかというような思いも致すところでございます。プールだけが町への思いではないというふうに思いますので、施政方針でも申し上げましたように一時休館いたします。それは今年度予算を計上する上において、また6,000万なり1億なりの赤字をつくらなければならないということで苦渋の決断をしたということです。そんな中で、ここ1年をかけて本当に必要なのか必要でないのか、じゃあその再開するためには今後どれだけの費用をかけていくのか。それとも、そういったことを住民の皆さん、それから議会の方々も含めて一緒になって案を出していただければというような思いでございます。

これから、いずれにしましても閉鎖という結論に至ったわけではございませんけれども、限りなく閉鎖に近いのかもしれないけれども、皆さん方のもっといい意見があれば、ぜひそれを取り入れて、プールでなく、また民間等に譲渡することも含め、また新しい施設として開園するということも踏まえて皆様方と考えていきたいというふうに思

っております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 次に、議案第31号から議案第40号の特別会計予算に関する質疑を受けます。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 国保です。新年度の予算編成は、次年度の予算編成も見据えた予算なのかをお尋ねしたいと思います。というのは、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、2022年度4月から未就学児に係る均等割の5割を軽減するとしています。子育ての負担は未就学児より上の世帯が多くなっており、町として上乘せの負担軽減を検討するよう求めますが、その見解を求めます。

次いで介護保険です。

介護保険法の施行から新年度は21年目8期を迎えます。町の介護保険制度で本当に助かったという声も寄せられますが、この20年間に介護をめぐる矛盾が何度も社会問題になりました。介護難民、介護離職、老老介護、認知症介護、孫世代介護、孤独死などです。

8期に入る養老町の介護保険施策の現状と課題の認識を伺います。町長は、5期からこの介護保険の事業に携わってこられましたけれども、5期、6期、7期、そして8期、その現状の課題についての認識を伺いたしたいと思います。

最後に、後期高齢者です。

これも次年度、22年度からのことになりますが、高齢者の命と健康と生活をどう守るかが問われている中で、22年度から75歳以上の後期高齢者の年収200万円以上を対象に、医療費の窓口負担の2割導入を決めたことに不安が広がっています。2割に引き上げることにより生じる財源を国保の未就学児の均等割の財源に国は充当するというものですが、その2割に引き上がる被保険者の動向について、現時点で分かっているとお示してください。以上3点です。

○議長（吉田太郎君） 尾前住民人権課長心得、自席で答弁。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） ただいまの水谷議員の1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

次年度予算を見据えたものかという御質問であったかと思いますが、先ほどの子供の均等割の軽減につきましては令和4年度の4月から開始されるということで、その軽減されたものについては公費のほうが充てられるという回答になっておりますので、こちらは来年度予算からに反映をさせたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） 私からは、2点目と3点目についてお答えを申し上げます。

まず介護保険、来年で8期を迎えるわけですが、今回の主な改定の内容ですが、介護報酬の改定率はプラス0.7%でございまして、うち0.05%はコロナ対応ということで、これは9月までということでございます。

主な内容といたしましては、感染症、それから災害が発生した場合でも利用者が安定的・継続的に提供されるよう、その体制の推進、日頃からの備え、それから地域との連携などの推進でございます。

それから2025年、団塊の世代の方が75歳を迎えられる年でございますが、それに向けて地域包括ケアシステムの推進、いわゆる住み慣れた地域におきまして、利用者の尊厳を保持しまして必要なサービスを切れ目なく提供ということでございますが、特に認知症対応向上に向けた取組の推進ということで、特に資格を持っていない介護職員さんにつきまして、特に認知症の研修を受けていただくというような内容でございます。

それから介護人材の確保、現場の革新と、それから感染症対策の面もございまして、それから多職種の連携等にテレビ会議などICTの活用をするということでございます。

続きまして、自立支援、それから重度化防止というのが、これも大きい内容になってまいります。特に栄養管理のところ、それから誤嚥性肺炎ということで最終的に入院されるようなケースもあると思います。口腔衛生の管理、これを強化するという内容でございます。

それから虐待等の関係でございますが、厚労省のほうでデータベースの収集活用ということで、この4月からCHASE（チェイス）というものを開設いたしますので、そういったもの、情報を活用するという内容でございます。今現状としていたしましては、やはり介護予防の段階で重症化をどういうふうに防ぐかということが8期の課題であるというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） すみません、介護保険制度についてどういった見解を持っているかということについて、私なりのお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

介護保険、本当にすばらしい制度だというふうに思っております。年を老いて様々な事情で介護が必要になったときに、ある種そういった保険で面倒を見てもらえるということですが、私いつも介護というものについて話されるときに、日本国憲法は親の扶養を義務としているんです。私は、権利ではなく義務であるのに、何でこんなふうな形で今の若い、我々も含めてなのかもしれませんけれども、介護という問題がこんなに大きな疑問になってくるのかというようなことを正直思います。それは生活保護も同

じでございます。いつも私どもに決定権がないですけれども、生活保護で「子供たちはいるのか」と必ず聞きます。ほとんどがいるのに生活保護だというこの現状というのを、本当に国民が真剣に考えてみる必要があるんじゃないかと思います。それは納税も同じことだというふうに思っております。

そういう意味では、この介護保険というのは丸々国が面倒を見るんだよというような制度になるのか、それともやはり国民一人一人が、その責任を持って親を介護し、子供を扶養するのか、そういうことを考える時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） 大変失礼いたしました。3点目の後期高齢の令和4年度から負担が2割になるという関係でございますが、閣議決定では上位所得の方23%というような表記がございましたので、町のほうに当てはめますと4,600人弱が被保険者といたしまして、23%で約1,050人の方が影響があるというふうに見込んでおります。

影響額につきましては、一般会計から療養負担ということで町のほうが支出していますが、約3,500万円ほど負担のほうに影響があるということを考えますと、高齢者の方の負担が約3,500万ほど増えるというような見通しをしております。以上でございます。

○13番（水谷久美子君） はい、以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの日程第38、議案第28号から日程第50、議案第40号までの13議案については、養老町議会委員会条例第5条第1項の規定により予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの13議案については予算特別委員会を設置し、審議を付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 最後に、日程第51、選任第1号 予算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、養老町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が議会に諮って指名することになっております。

したがいまして、予算特別委員会委員には、13番 水谷久美子君、12番 松永民夫君、11番 田中敏弘君、10番 野村永一君、9番 早崎百合子君、7番 大橋三男君、6番 長澤龍夫君、5番 岩永義仁君、4番 北倉義博君、3番 小寺光信君、2番 清水由美子君、1番 西脇康君、以上の12人を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員には、ただいまの12人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせします。

なお、休憩中に予算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は4階北委員会室にてお願いいたします。

暫時休憩とします。

（午後3時30分 休憩）

（午後3時40分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催されました。その結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 12番 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に予算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖、私、松永民夫が指名推選により、また副委員長には長澤龍夫委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、各委員の御協力をいただきながら、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算、並びに令和3年度一般会計及び各特別会計等予算の審査を行いたいと存じます。

なお、限られた日程の中ではありますが、補正予算の審査において各事業の進捗状況を十分に把握するとともに、長期的な推移も十分に検討をし、また新年度予算の審査に当たっては、町民目線により効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう、1年間の全事業について慎重な審査を行いたいと思います。継続的な視点を持って決算議会に生かしていきたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は3月5日の午前9時30分から、また

産業建設委員会は同日午後 1 時30分から開催されるよう要請いたします。

なお、本日に設置いたしました予算特別委員会は 3 月 9 日、10 日及び11日の計 3 日間とし、いずれも午前 9 時30分から開催されるよう要請いたします。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日 3 月 5 日から 3 月17日までの13日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日 3 月 5 日から 3 月17日までの13日間は休会とすることに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これ을もちまして散会といたします。

なお、議会 2 日目は 3 月18日午前 9 時30分より会議を開きます。

本日は大変御苦労さまでした。

（散会時間 午後 3 時43分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月4日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子